- 大分じん肺合併肺がん裁判

大分(野中)じん肺合併肺がん訴訟地裁判決と その意義について

大分じん肺弁護団・弁護士

一●事案の概要

大分県津久見市に住んでいた野中政男は、昭 和24年3月から同47年5月までの間、粉じん作業 現場で主としてアーク溶接の作業に従事してき

同人は、昭和48年11月ころ肺結核と診断され、 さらに、同55年6月2日、大分労働基準局長から 「じん肺健康管理区分2(PR1、F+)、合併症肺 結核、要療養」との決定を受けた。以後、療養 中のところ、昭和57年11月19日死亡した。直接 の死因は肺がんであった。

政男の死亡が労働者災害補償保険法上の業務 上の事由によるものに該当すると考えた妻は、 佐伯労働基準監督署長に対し、遺族補償給付及 び葬祭料の請求手続をとった。ところが、同署 長は政男の死亡が業務上の事由によるものでは ないとして、昭和59年3月23日不支給の処分を した。

この処分に対して、大分労働者災害補償保険 審査官に審査請求したが、昭和60年12月10日同 審査官は棄却の裁決をした。

さらに、この裁決に対して、労働保険審査会 に再審査請求したが、同審査会は昭和63年7月2 8日棄却の裁決をした。

そこで、政男の妻は昭和63年11月2日に、佐 伯労働基準監督署長がなした不支給処分の取消 しを求めて、大分地方裁判所に行政訴訟を起こ した。

二●訴訟の争点

亡政男が、粉じん作業に従事し、その結果じ ん肺に罹患したこと、及び同人の死因が肺がん であること、については争いがない。

そこで、訴訟の争点は、肺がんに業務起因性 が認められるか否かの一点に尽きる。

三●原告の主張

業務起因性についての主張は次の二点である。

1 じん肺と肺がんとの因果関係(一般的因果 関係)

じん肺の業務起因性は明白である(労働基準 法施行規則35条、別表第1の2、第5号)から、じ ん肺と肺がんとの因果関係が認められれば、肺 がんの業務起因性が認められることになる。

ここに言う因果関係とは法的評価としてのも のであり、その立証は「一点の疑義も許されな い自然科学的証明ではなく、経験則に照らして 全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果 発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性 を証明することであり、その判定は通常人が疑 いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちう るものであることを必要とし、かつ、それで足 りる」(最判昭50.10.24民集第29号1417頁)。

ところで、四大公害訴訟やスモン訴訟の判決 の集積によって確立された疫学的因果関係論の 到達点は、

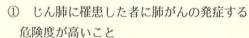
- ① 疫学的見地からする病因の追及が決定的 に重要であり、
- ② 原因の作用機序ないし疾病の発生機序が 医学上解明される必要はなく、その病理機

序が大筋において説 明可能であれば足り る。

③ こうして事実上推 定ないし推認された 結論について、相手 方において、その因 果関係を否定するに 足る反証をなし得な い限り、法的因果関 係は肯定される。

と要約することができ

この到達点を踏まえる とき、じん肺と肺がんとが相当因果関係にある と認められるためには、



- ② じん肺が肺がんの原因として作用する機 序が医学的に矛盾なく説明できること
- ③ 因果関係がないという反証が存しないこ

の三点が認められればよい。

これらに関しては、労働省が設立したじん肺 と肺がんとの関連に関する専門家会議が昭和53 年10月18日に出した「じん肺と肺がんとの関連 に関する専門家会議検討結果報告書」や佐野辰 男医師、岩見沢労災病院、札幌医科大学などの 医学的研究成果から①③が充足されており、② についても、藤沢泰憲医師のじん肺症により炎 症を起こした部位が発がんのための母地となる とする見解(発生母地説)によって充足される。

したがって、じん肺と肺がんとの間に因果関 係が認められ、亡政男の死因である肺がんの業 務起因性が認められることになる。

2 瘢痕がん(個別的因果関係)

瘢痕がんとは、瘢痕を基盤として発生するが んのことを言い、がん発生に先立って形成され



勝訴した野中さん(右端)に拍手を送る支援者たち(大分合同新聞より)

た古い瘢痕を場として発生・増殖したがんであ る。肺領域における瘢痕がんは、結核性空洞壁 などの大きな瘢痕から発生するがん腫(広義の 瘢痕がん)を言う。瘢痕が肺内に存在した場合、 その周囲に治癒機転として瘢痕を覆すような上 皮の増殖が起こるが、その過程で異型上皮の増 殖が起こる場合があり、その異型上皮は前がん 病変としてがん発生の場となることが病理形態 学的に承認されているので、広義の瘢痕がんに おいては、瘢痕を基盤としてがんが発生したも のと確認されれば、瘢痕とがんとの間に病理学 的に因果関係があると認められる。

亡政男は昭和38年ころ結核に罹患し治療した が、同48年11月ころ再び肺結核と診断された。

亡政男に対する大分医科大学の病理解剖記録 には、「右肺の下葉に(結核に相当する)肺空洞 から発生した瘢痕がん」と記載されている。

すなわち、亡政男の肺がんは、じん肺に合併 した肺結核によって形成された結核性空洞瘢痕 から発生した広義の瘢痕がんである。

したがって、亡政男の結核性空洞瘢痕と肺が んとの間には病理学的に因果関係が認められ、 亡政男がじん肺合併肺結核に罹患しなければ、 肺がんに罹患しなかったことは明らかであるか

ら、亡政男のじん肺合併肺結核と肺がんとの間 には相当因果関係が認められる。そして、じん 肺に合併した肺結核は、一般的にじん肺に相当 因果関係があるものと認められている(労働基 準法施行規則35条、別表第1の2、第5号)のであ るから、結局、亡政男の肺がんは業務上の疾病 であるじん肺に起因したものであり、同人の肺 がんによる死亡についても業務起因性が認めら れなければならない。

四●被告の主張

- 1 じん肺と肺がんとの因果関係について、 今日得られている病理学的及び疫学的調査研究 報告をもってしても、これを肯定するとの知見 を確立するに至っておらず、病因論的には今後 の解明に待たねばならない多くの医学的課題が 残っている。
- 2 労働省労働基準局長は、昭和53年11月2 日基発第608号をもって、じん肺法によるじん 肺健康管理区分が管理4と決定された者及び管 理4相当と認められる者について、これに合併 した原発性肺がんを労働基準法施行規則35条、 別表第1の2、第9号に該当する業務上の疾病と して取り扱うとの局長通達を発した。

右通達は、じん肺とこれに合併した肺がんと の間の因果関係を認めたものではなく、進展し たじん肺症の病態のもとでは肺がんの早期発見 が困難となること、治療の適応範囲が狭められ ること、予後に悪影響を及ぼすこと等の医療実 践上の不利益を考慮した、特例的な行政上の措 置である。

- 3 亡政男の肺がんは、けい肺による組織変 化から発生した瘢痕がん、すなわち厳密な意味 でのけい肺性瘢痕がんには該当しない。
- 4 亡政男は、1月20本程度の煙草を約30年 間喫煙し続けてきた重喫煙者であり、喫煙によ る発がん性が指摘されていることから、じん肺

より喫煙の方が肺がんの重要因子となっている 疑いが濃厚である。

五●裁判所の判断

大分地方裁判所は、平成3年3月19日、原処分 を取り消すとの原告勝訴判決を言い渡した。

右判決の争点に関する判断の骨子は左記のと おりである。

1 じん肺と肺がんとの病因論的因果性の有 無については、これまでの調査研究によっても いまだ定説を得られず、病理学的にも疫学的に も因果関係を確証することができない状態にあ

それは、がん発生のメカニズムが現代医学で も十分に解明されていないからであり、また病 理、疫学の両研究とも情報が量的にも質的にも 限られており、医学という自然科学の性格上確 定的な結論を出すには足りないとの理由による ものと考えられ、両者の関係を積極的に否定す る研究報告はない。

そして、訴訟上の立証は自然科学的な証明で はなく、証拠を総合して行う蓋然性の証明であ るから、本件においても医学的な因果関係の証 明は必ずしも必要ではない。

2 じん肺患者に肺がんが発生する率は一般 人よりも4倍ないし6倍も高く、じん肺と肺がん との間には密接な相関関係が認められること、 医学的に因果関係が確認されないのは1で述べ た理由によるものであること、補償行政上じん 肺の程度が重い者に発生した肺がんは一般的に 業務上の疾病と認められていることと対比して、 それ以外のじん肺患者に厳格な因果関係の証明 を要求することは相当でないこと、結核性空洞 瘢痕がなければ肺がんは発生しなかったという 意味でじん肺は肺がん発生の一つの要因となっ ており、確証されてはいないが、亡政男のじん 肺とこれに合併する肺がん発生との間に因果関

係があるとしても医学的に矛盾は生じないこと、 亡政男の治療を担当した医師から因果関係を示 唆するとの意見が出されていることなどの事情 を総合すれば、特段の事情がない限り、本件に おいてはじん肺と肺がんとの相当因果関係が認 められる。

3 亡政男には相当長期の喫煙歴があり、喫 煙と肺がんとの因果関係は医学上ほぼ確立され ているから、同人の肺がんと喫煙との因果関係 を完全に否定することはできない。しかし、喫 煙はじん肺のもつ肺がん発生の危険を算術的に 高めるにすぎず、本件では喫煙による肺がん発 生の危険がじん肺によるそれを超過したとまで は認められないから、喫煙慣習があったからと いってじん肺と肺がんとの相当因果関係が否定 されることはない。

六●判決の評価

1 判決は、原告の主張した一般的因果関係 及び個別的因果関係に関する証拠を検討したう え、これらを総合して因果関係を肯定するとの 論法をとっており、実務的には極めて手堅い手 法であると評することができる。

ところで、判決は現在の労災補償行政上の取 扱いについて、労働基準局長通達が専門家会議 報告書の趣旨を歪曲しており、その他の研究報 告には肺がん合併頻度が管理4よりも2ないし 3の者の方が高いとの報告も見られ、病理学的 にじん肺と肺がんとの因果関係が確証できない ことでは管理4とそれ以外とで差異はなく、両 者の間にかなり強い相関関係があることや、管 理区分の限界が相対的であることなどからすれ ば、労災補償における行政の公平な取扱いの要 請からすると、因果関係の認定にあたり、管理 4とそれ以外の者とを峻別し後者にのみ一律に 厳格な立証を要求するのは不当であるとして、 現在の労災認定実務を鋭く批判した。

- 2 ところで、私たち大分じん肺弁護団が結 成されたのは昭和53年であった。その背景には、 大分県南部を中心として多くの出稼ぎ労働者が おり、これらの人たちは高度の隧道工事技術を 有し、豊後土工(ぶんごどっこ)と呼ばれて全国 各地で働いており、その結果、多数の者がじん 肺に罹患するという現実があった。医学の進歩 した現代にあっても、じん肺は不可逆性疾患、 いわゆる不治の病である。わが国の繁栄の礎を 築き、われわれの生活の利便に貢献するために、 自らの生命と健康を犠牲にした人たちに報いる べき労災補償行政の認定実務の壁は厚い。私た ちは労災補償行政が本来の目的に沿って合理的 に運用されるべく、法律家としてこれに対処し ようと考え、弁護団を結成したのである。付言 するに、じん肺弁護団の結成は、大分県でその 後、スモン訴訟、豊田商事事件、過労死事件な どの弁護団結成の基礎ともなっていった。
- 3 私たちがじん肺と肺がんとの問題に関わ るようになったのは、肺がんで死亡したじん肺 患者の遺族からの補償請求(審査、再審査請求 を含む)に関与していく中で、じん肺に肺がん が合併する確率が高いことを実感したことに始 まる。そして、じん肺患者やその家族らは、私 たち以上に合併頻度の高率を身をもって感じて おり、それゆえ管理2、3の者が肺がんで死亡 した場合の補償行政に強い不満を抱いていた。 しかし、局長通達の壁は厚く、この厚い壁の前 に多くの人たちが泣き寝入りを強いられてきた。 昭和60年12月、大分県南部に居住する一女性 が、じん肺患者の夫が昭和56年4月24日に肺が んで死亡したのは業務上の事由に該当するとし て遺族補償給付を求めていた再審査請求が棄却 された。この女性は、このまま泣き寝入りした のでは、粉じん作業一筋に従事してきた夫の霊 に報いることができないと訴訟提起を決意した。 私たちが、じん肺と肺がんとの問題を、初めて、 行政訴訟で扱うこととなった。

- 特集/アスベスト規制法制定をめざす ―

その夫はじん肺管理区分3イであった。 昭和61年3月、八幡浜労働基準監督署長を被

告として、松山地方裁判所に提訴した。

4 右訴訟で私たちを支えてくれたのは、札 幌地方裁判所昭和57年3月31日判決(判例時報10 69号65頁)であった。この判決こそ因果関係の 立証に関する最高裁判決を踏まえ、専門家会議 報告書などのじん肺と肺がんとの関係に関する 医学的研究成果を詳細に検討したうえで、じん 肺に罹患した者に肺がんの発生する危険度が高 いということは疑いの余地がなく、このことは、 じん肺と肺がんの因果性を強く推測させると帰 結した。したがって、じん肺に罹患している者 に原発性の肺がんが発生した事実が立証されれ ば、この肺がんはじん肺に起因すると事実上推 定するのを相当とし、これを否定する特段の反 証がなされない限り、訴訟上両者の間に相当因 果関係の存在を肯定すべきであると判示したの である。

この訴訟は被告が控訴し、控訴審では被災者がじん肺に罹患していたか否かが争われ、裁判所は罹患を否定した。控訴審判決に対しては上告したが、上告棄却となった。

このような控訴審以後の経過から、一審判決 の正当性が看過され易い傾向があるが、一審判 決は補償制度の目的を見据えた慧眼すべきもの であった。

5 松山の訴訟での被災者がじん肺に罹患していたことは疑問の余地がなく、訴訟での争点はじん肺とこれに合併した肺がんとの因果関係に尽きるものであって、しかもこの件では大分の野中事件のような個別的因果関係を主張するような事情はなく、一般的因果関係の有無一点だけが争われることとなった。

裁判所は、最高裁判決に則り、それまでのじん肺と肺がんとの関係に関する医学的研究を詳細に検討したうえで、「医学上はじん肺と肺がんとの因果関係が未だ認めうるとする状況には

ないとしても、少なくとも本件で問題となって いるじん肺と左肺下葉部に原発した扁平上皮が んとは、特段の事情がない限り、訴訟上の相当 因果関係を認めるのが相当である。」と判示し た。

札幌地裁判決に続いて、2件目の因果関係肯定判決となったのである。しかも、この判決は相手方によって控訴必至と考えていたところ、控訴されずに確定したのであった。私たちとしては、これによって局長通達が撤廃され、救済の門戸が広げられることを期待したが、現実にはそうならなかった。

6 今回の大分地裁判決は3件目の肯定判決となった。

私たちは、松山地裁判決が一般的因果関係の みを争ったにもかかわらず、控訴されず確定し たことから、大分地裁判決に対しても控訴され ないだろうと考え、今度こそこの判決を梃子と して認定実務を是正させなければならないと考 えた。なぜなら、今でも局長通達によって泣き 寝入りさせられている人たちが決して少なくな いからである。

ところが、今回の判決に対しては相手方が控 訴した。

私たちは控訴審でも原判決を維持し、因果関係肯定の初の控訴審判決を獲得するつもりであるが、労働省に対しては、すでに3件の司法判断が示されたのであるから、本件の控訴審判決を待つまでもなく、認定実務を早急に是正させるべく努力したいと考えている。

*判決本文(上)を34頁以下に掲載しています。

規制法案を確定し国会へ提出しよう

約63万名分の請願署名を野党各党議員を通じて提出

石綿対策全国連絡会議事務局長 伊藤 彰信

第120回通常国会は5月8日で閉会しました。アスベスト規制法を成立させることもできないばかりか、法案を提出することもできずに終わってしまいました。当初、法成立は難しいにしても、法案提出はできるだろうと思っていたのですが、それは1~2カ月の会期延長を前提にしたものでしたので、予想がくるったということになります。

この間の国会対策をふりかえり、 今後の課題について述べてみたい と思います。

第1に、法案作成についてです。法案提出までに至らなかった最大の理由は要綱案の作成をめぐって3月末までかかってしまったことです。「めざす会」の要綱案は11月27日の集会で発表したので御存知のことと思います(「安全センター情報」91年1月号参照)。その主な内容は、①アスペスト製品の製造、輸入、販売等の原則的禁止、②アスペスト使用建築物の解体改修工事の届出制、③行政による必要な勧告、命令、立入検査、④アスペスト対策審議会の設置でした

参議院法制局との論争は、アスベスト製品の 製造、輸入、販売等の原則禁止をどのように表 現するかという点とアスベスト使用建築物の解 体改修工事の規制をどうするかという二点に絞 られました。前者について私たちは「代替品が 開発できない場合はいつまでもアスベスト製品 の製造等ができることにならないよう、努力目



請願署名を受け取った議員(中央が清水澄子氏)

標としてもアスペスト製品の全廃を掲げるべき だ」と主張しましたが、法案としての整合性を 理由に、アスベスト全廃の方向性は削除されま した。後者については、「安全に工事が行われ たかチェックする方法と体制が整っていないの で実効性の確保が困難である。建築物の所有者、 管理者に規制を課すことは難しい」との理由で 今回の法案からは見送り。別途「アスペスト建 材使用建築物等工事規制法(仮称)」の制定を検 討して、アスベスト建材使用の調査、アスベス ト建材使用建築物等の工事の届出、同工事施行 業者の登録などの規制を考えることにしました。 このような議論を経て、3月22日の「アスベ スト規制法制定をめざすシンポジウム」で、日 本社会党政策審議会案が発表されたわけです。 その後、若干の表現の修正を加えて日本社会党 案(後掲)ができあがり、4月下旬の統一地方選 挙終了後、野党間での検討に入った段階でした。

日本社会党単独で法案提出をすればできない ことではなかったのですが、会期延長がないこ とはわかっていましたし、そもそもアスベスト 規制については、野党だけではなく自民党も含 めた超党派で行うべき課題だと思っていますの で、野党間で可能な限りの検討をお願いし、よ りよい法案をつくりあげてもらいたいと考えて います。

国会が閉会したのを機会に、先に述べた参議 院法制局との論争点を含めて、要綱案づくりを すすめていきたいと考えています。

第2に、運動上の成果についてです。3月22 日に日本社会党政策審議会案が発表されたこと は、アスベスト規制法が本当に国会に提出され るのだなという雰囲気をつくりだしました。今 まで、アスベスト規制法を作ろうという運動が あることは知っているという段階から、より現 実化したということです。業界などでも対応策 を検討しはじめたと聞いています。



3.11ヒアリング(中央が伊藤彰信氏)

3月22日には行政のヒアリングをおこないま した。当日は労働省、建設省を呼んだわけです が、前段で厚生、環境、通産、労働、建設の各 省庁に質問を出して回答をもらったわけです。 88年3月25日に田尻宗昭氏を中心に同様のヒア リングを行ったわけですが、役人を並べて追及 していくというやり方と異なり、まさに聞き出

すやり方でヒアリングをおこないました。ここ 2~3年行政交渉をおこなっていないだけに、ま た国会議員を交えてのヒアリングだったがゆえ に、新しい情報、今まで入手できなかった資料 を入手することができました。今後の国会対策 に役立てることができると思います(「関係省 庁との確認事項」の一部を後掲)。そして、行 政も私たちがアスベスト規制法を準備している ことを認識することができたと思います。

さらに、4月24日にこの1年間かけて集めてき た「アスベスト規制法制定を求める国会請願署 名」629,017人分を衆参両議長に提出しました。 当日、参議院議員会館でおこなわれた集会には、 日本社会党の国会議員6名、日本共産党の国会 議員1名が出席しましたし、日本社会党国会議 員の代理4名が出席しました。昨年の11・27集会 からみると、国会議員の中にもアスベスト問題 への関心が広がりつつあることがわかります。 国会請願署名の紹介議員には、日本社会党、公 明党、日本共産党、民社党、社会民主連合、連 合参議院の各議員がなって下さいました。今ま で私たちの運動に対して態度を明らかにしてこ なかった民社党が紹介議員を引き受けて下さっ たことは、大きな成果です。

そして4月24日には「めざす会」としてはじ めての国会議員への要請行動をおこないました。 衆参の商工、社労、環境委員会の各委員長、理 事に要請をおこなったわけですが、理事の多数 は自民党議員であり、全政党の国会議員を対象 とした要請行動の第一弾ということができます。

以上のように、今年の通常国会における国会 対策を通して、アスベスト規制法をつくろうと いう問題がやっと各党の俎上に載ったといえる でしょう。今後法案の検討が本格化するわけで あり、是非とも次期臨時国会でアスベスト規制 法が成立するよう、運動の更なる盛り上りと強 力な国会対策をつくりあげていきたいと思いま

アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム

 \mathbf{H} 社団法人神奈川労災職業病センター事務局長

3月22日、折からの雨の中を東 京の中央大学駿河台記念会館で開 催された「アスベスト規制法制定 をめざすシンポジウム」の会場は、 用意されていた100名の椅子もた ちまち満席となり、予備椅子に腰 掛ける人や立見をする人であふれ ていた。

この盛況は、シンポを主催した 「アスベスト規制法制定をめざす 会」にとっても予想外のものだっ たが、参加者の中にかなりの数の

業界関係者の顔ぶれが見られたことからも、規 制法制定の動きがアスペスト関係業界に大きな 波紋を投じていたことをうかがわせていた。

参加者の関心の一つの柱は、国会に提案され る予定のアスベスト規制法案の内容がどのよう なものになるかという点。開会の挨拶の後、日 本社会党政策審議会の「石綿の規制等に関する 法律案要綱(案)」が発表され、清水澄子参議院 議員が次のような趣旨説明を行った。

「アスベストの製造、輸入、使用、廃棄にわ たる総合的な対策が可能な法律の作成を当初考 えたが、日本の縦割り行政の壁を破ることは難 しく、アスベストの製造、輸入、販売等の制限 にならざるを得なかった。今後、野党間の調整 を行っていく。この法案の成立を出発点として、 さらにアスベストの規制を強化していきたい。」

結論的に言えば、「アスベスト規制法制定を めざす会」で検討、作成されてきた法案要綱の 最終段階で、情報公開や廃棄物対策の問題に加 えて、既存の建築物のアスベスト対策の問題も 削らざるをえず、社会党案では「アスベスト使



用の原則禁止」一点に絞らざるを得なかったと 言うことができる。したがって、今回のアスベ スト規制法案は、関連する現行法令の改正問題 など今後に大きな課題を残す結果となったと言 えよう。(伊藤彰信氏の報告を参照のこと)

こうしたアスベスト規制のままならない日本 の現状を踏まえて、4人のシンポジストによっ て、アスベストの法的規制の必要性と今後の被 害の増大の可能性、さらに代替品の問題などに ついて意見が述べられた。

「静かな時限爆弾」を著し、この問題に早く から警鐘を鳴らしてきた広瀬弘忠氏(東京女子 大学教授)は、今後、アスベストの世界生産量 が300万トンを超え、暴露の範囲が大量に広が っていく時期を、アスベストの第四の波と位置 づけ、そのピークが2002年になると昨年のニュ ーヨークの会議でも報告されていることを紹介。 また、これに対応する先進諸国のアスベスト対 策の経験から(特にアメリカなど)「法律的な規 制というものが実に有効である」ことが証明さ れているとし、日本でも法律を作ることによっ

てアスベストの使用を減らし、暴露、被害を少 なくしていくと確信していると述べた。

しかし、アメリカなどの先進諸国でアスペス トの法的規制が進んでいる背景には、アスベス トに暴露した労働者の疫学調査によって、被害 の予測がきちっと出ていることも事実のようだ。 医師の平野敏夫氏(亀戸ひまわり診療所所長)は、 日本ではアスベスト被害の実態が明らかにされ てきていないことを指摘する。平野氏は、自己 の臨床体験を踏まえて、日本では1960年に石綿 による肺がん、1973年に中皮腫が発見されてか ら、アスベスト被害は徐々に増える傾向にあり、 港湾労働者や自動車修理工、建設労働者、ボイ ラーマン、造船労働者などの職種には潜在的な 被害が拡大してきており、早急にその被害実態 を明らかにしていく必要を訴えた。

フリージャーナリストの鈴木真奈子さんは、 北欧での代替品開発の現地取材を報告。ボルボ などの自動車会社が、環境保護が世界的潮流に なることを見通し、早くからノンアス自動車を 開発していたこと。しかも、そのボルボのノン アス部品は日本から輸入されていたということ である。「日本の技術をもってすれば代替品の 開発がやれないはずはない」とは、ボルボの技 術者の一致した意見で、「スウェーデンに取材 に来るより、日本でやったらよいのではないか」 と言われたという。

このところ、業界の自主的な代替品の開発が 新聞紙上を賑わせているが、欧米輸出向け小型 自動車については、80年代前半にノンアス化が 実施されていたのはすでに周知の事実。代替品 がないから、アスベストの禁止はできないなど という理屈は、この日本ではとっくに時代遅れ のものとなっていると言えよう。

一方、国の法的規制がない中で、自主的なア スペスト対策を行ってきたのが東京都などの一 部の自治体である。しかし、全国で初めてノン アス化を打ち出したアスペスト対策大綱などを 発表し、先進的な対策を行ってきた東京都です ら、新都庁舎にアスペストが使われていたなど の失態もあり、一自治体レベルにおける規制の 難しさを物語っていると言えよう。東京都の今 野貞夫大気規制課長は、「アスベストについて の都民の関心があまりないというのが実感で、 行政の担当者として苦慮している」との悩みも 披露し、国に対する法的規制の必要を訴えた。

以上の4人のシンポジストの発言に続いて、 会場からアスペスト被災者の発言が寄せられた。



喉頭がんの手術を受けた黒木さん夫妻 喉頭がんで労災申請してからすでに9年と5か 月たっているという全港湾の黒木さんは、「25 年間、汚れた空気の中で働いてきた結果、喉頭 がんにかかり手術、いま一番心配しているのは 手術の後遺症です」と奥さんに代読してもらい ながら、アスペスト被害の実態を切々と訴えた。

また、全建総連の佐藤さんは、「昨年の組合 員の死亡率の統計では、がんで死亡する者が15 0名(40%)もおり、そのうち34名が肺がんであ るが、医師の証明がないため労災申請できない ケースが多い」と報告。アスペスト問題をもつ と広げていくことを訴えた。

今回のシンポジウムは、昨年4月に発足した 「アスペスト規制法制定をめざす会」の1年間 にわたる総まとめと言えるもので、アスベスト の法的規制を強く世論に訴えたものとなった■

石綿の規制等に関する法律案要綱(日本社会党案)

第一 目的

この法律は、石綿を使用する製品の製造等 の規制及び石綿による健康被害の防止に関す る措置等を講じ、もって、国民の健康の保護 に資することを目的とすること。

第二 石綿製品の製造等の制限

- 1 何人も、石綿を使用する製品(以下「石綿 製品」という。)であって、次に掲げる要件 に適合するもの以外の石綿製品を製造し、販 売し、輸入し、譲渡し、又は提供してはなら ないこと。ただし、試験研究のため石綿製品 を製造し、輸入し、又は使用するときは、こ の限りでないこと。
- ー 健康被害を防止するため特に使用を禁止 する必要のある種類の石綿として政令で定 めるもの以外の石綿を使用していること。
- 二 当該石綿製品に使用される石綿(一の政 令で定める石綿を除く。)を石綿以外の物 により代替することが著しく困難である石 綿製品として政令で定めるもの(以下「特 定石綿製品」という。)であること。
- 三 厚生大臣が保健衛生上の見地から特定石 綿製品ごとに定める当該特定石綿製品に係 る石綿の発散の防止に関する基準に適合す るものであること。
- 2 厚生大臣は、1一二の政令の制定又は改廃 の立案をしようとするときは、石綿対策審議 会の意見を聴かなければならないこと。
- 3 厚生大臣は、1三の基準を定め、又はこれ を変更しようとするときは、あらかじめ、石 綿対策審議会の意見を聴くとともに、当該特 定石綿製品についての主務大臣に協議しなけ ればならないこと。

第三 回収命令等

1 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置

する市にあっては、市長とする。第四1にお いて同じ。)は、石綿製品の製造、輸入又は 販売の事業を行う者が第二1の要件に適合し ない石綿製品を販売し、譲渡し、又は提供し たことにより人の健康に係る被害が生ずるお それがあると認める場合において、当該被害 の発生を防止するため必要があると認めると きは、その者に対し、当該石綿製品の回収を 図ることその他当該被害の発生を防止するた めに必要な措置をとるべきことを命ずること ができること。

第四 立入検査等

- 1 厚生大臣又は都道府県知事は、この法律を 施行するため必要があると認めるときは、石 綿若しくは石綿製品の製造、輸入若しくは販 売の事業を行う者に対し、必要な報告をさせ 又はその職員に、当該事業を行う者の事務所、 工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、 帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者 に質問させ、若しくは試験に必要な限度にお いて当該製品を収去させることができること。
- 2 1の規定により立入検査、質問又は収去を する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならないこと。
- 3 1の規定による立入検査、質問又は収去の 権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解釈してはならないこと。

第五 指針の公表等

1 主務大臣は、石綿製品の製造の事業を行う 者、業として石綿又は石綿製品を使用する者 その他の業として石綿又は石綿製品を取り扱 う者(以下「取扱事業者」という。)が当該取 り扱う石綿又は石綿製品に係る石綿の無害化 の措置、石綿に代替する物質の利用その他の 当該石綿による健康被害を防止するためにと

るべき措置に関する指針を定め、これを公表 するものとすること。

- 2 主務大臣は、1の規定により指針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、あらか じめ、石綿対策審議会の意見を聴かなければ ならないこと。
- 3 主務大臣は、1の指針のうち労働安全衛生 法(昭和47年法律第57号)による労働災害の防 止に密接な関連を有すると認められる事項に 係るものについては、労働大臣の意見を聴く ものとすること。
- 4 1から3までにおける主務大臣は、厚生大 臣及び取扱事業者の事業を所管する大臣とす ること。

第六 勧告

- 1 主務大臣は、第五1の規定により指針を公 表した場合において必要があると認めるとき は、取扱事業者に対し、第五1の指針に即し て石綿による健康被害を防止するためにとる べき措置について必要な勧告をすることがで きること。
- 2 1における主務大臣は、厚生大臣及び1の 勧告の対象となる者の事業を所管する大臣と すること。

第七 費用の援助

国は、地方公共団体その他の者が石綿によ る健康被害を防止するため、学校教育法(昭 和22年法律第26号)第1条に規定する学校その 他の政令で定める施設について、必要な工事 を行うときは、その者に対し、予算の範囲内 において、政令で定めるところにより、その 費用の一部を補助することができること。

第八資金の融通

国は、その公用又は公共の用に供する建物 に係る石綿の除去その他の石綿による健康被 害の防止の措置をとる地方公共団体に対し、 これに必要な資金の融通に努めるものとする こと。

第九. 石綿対策審議会

- 1 厚牛省に、石綿対策審議会を置くこと。
- 2 石綿対策審議会は、この法律によりその権 限に属せられた事項及び石綿による健康被害 の防止に関する施策の推進等について必要な 関係行政機関相互の連絡調整を要する基本的 事項を調査審議するほか、厚生大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関す る重要事項について調査審議すること。
- 3 石綿対策審議会は、2に規定する事項に関 し、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述べる ことができること。
- 4 石綿対策審議会は、委員20人以内で組織す ること。
- 5 石綿対策審議会の委員は、関係行政機関の 職員及び学識経験のある者のうちから、厚生 大臣が任命すること。
- 6 石綿対策審議会の委員は、非常勤とするこ
- 7 この法律に定めるもののほか、石綿対策審 議会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第十 国の援助

国は、石綿の除去その他の石綿による健康 被害を防止するための措置、石綿に代替する 物質の開発及び利用並びに石綿製品の適切な 廃棄を促進するために必要な資金の確保その 他の援助に努めるものとすること。

第十一 研究の推進等

国は、石綿による健康被害及びその防止に 関する調査研究を推進するとともに、その成 果の普及に努めるものとすること。

第十二 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又 は改廃する場合においては、その命令で、そ の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断さ れる範囲内において、所要の経過措置(罰則 に関する経過措置を含む。)を定めることが できること。

第十三 他の法令との関係

次に掲げる物である石綿製品については、 第二1及び第三の規定を適用せず、当該各号 に掲げる法律の定めるところによること。

- 一 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第2条 第1項に規定する食品、同条第2項に規定す る添加物、同条第5項に規定する容器包装、 同法第29条第1項に規定するおもちゃ及び 同条第2項に規定する洗浄剤
- 二 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1 項に規定する医薬品、同条第2項に規定す る医薬部外品、同条第3項に規定する化粧 品及び同条第4項に規定する医療用具

第十四 罰則

- 1 次の各号の一に該当する者は、3年以下の 懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科すること。
- 一 第二1の規定に違反して石綿製品を製造 し、販売し、輸入し、譲渡し、又は提供し た者
- 二 第三の命令に違反した者
- 2 第四1の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、同項の規定による検査若し くは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

- は同項による質問に対して答弁をせず、若し くは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰 金に処すること。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、1又は2の違反行為をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又は人に 対して各本条の罰金刑を科すること。

第十五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 ただし、第二1、第三、第十三、第十四1 (一を除く。)及び第十六の規定は公布の日か ら起算して1年を経過した日(第十六において 「施行日」という。)から、第十四1一の規 定は公布の日から起算して2年を経過した日 から施行すること。

第十六 経過措置

施行日前に製造又は輸入された石綿製品の 販売、譲渡又は提供については、第二1の規 定は、適用しないこと。

第十七 関係法律の改正

建築基準法及び厚生省設置法の所要の改正 を行うこと。

各省庁の見解・資料(確認事項)

これは、第88回市民と政府の土曜協議会 に向けて、労働省、厚生省、環境庁、通 産省、建設省に対して事前に照会し、説 明を求めた事項について、事務局が聴き 取り、さらに当日の回答を事務局の責任 で簡潔に取りまとめたものである。

(文責=伊藤、里見、河野)

| 石綿の規制

*今回は I の部分のみを紹介する。

問1 わが国における石綿による健康被害の実 態はどうなっているか。じん肺、肺がん、中 皮腫等の疾病の疾病の業務上認定について、 経年的に認定件数を明らかにされたい。 〈回答〉【労働省労働基準局補償課】

石綿による肺がん又は中皮腫の労災補償状

況については、次表のとおりであるが、その

他の石綿による業務上疾病の労災補償状況に ついては、把握していない。

業種/年度			60	61	62	63	元
鉱		業				1	
建	設	業	1		2	1	6
製	造	業	8	14	8	7	11
運	輸	業	2				
そ	の	他				1	2
合		計	11	14	10	10	19

(注)「鉱業」とは石綿鉱業におけるアスペストパッキン加工業務 「その他」とはその他の各種事業におけるアスペスト取扱い業務

問2 また、非職業性の健康被害の報告はどの ようなものがあるか。

〈回答〉【厚生省保険医療局疾病対策課】

肺がん、中皮腫について、患者調査や人口動態統計(死因統計)などから石綿によるものだけを区分けして取り出すことはできないようになっている。ただし、石綿肺を死因とするものの数は人口動態統計で明らかとなっており、84年11人、85年8人、86年10人、87年17人、88年18人、89年14人である。

問3 特定化学物質等障害予防規則(特化則)で 指定された石綿を取り扱う事業場数と「常時」 石綿作業に従事している労働者数について業 種別内訳を明らかにされたい。基準局長通達 「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進 について」(昭51.5.22基発第408号)で関係事 業場の把握を指示しているので、それに沿っ て明らかにされたい。また「常時」石綿作業 に従事しているわけではないが、石綿暴露を 受けていると思われる労働者数はどれくらい と推定しているか。業種別に明らかにされたい。

〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部労働 衛生課】 平成元年12月末現在、対象事業場数3,133、 対象労働者数32,858人であり、対象事業場の 業種内訳は、製造業約70%、建設業約8%、 運輸交通業及び貨物取扱業約5%、商業等約1 0%、その他約7%である。(後段については 無回答)

問4 また、大気汚染防止法の特定粉じん発生 施設に指定されている石綿製品製造工場の事 業場数を明らかにされたい。

〈回答〉【環境庁大気保全局大気規制課】

大気汚染防止法施行後の状況は、現在集計中であるが、法改正時の調査では約3百数十程度であった。

問5 例えば、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法=通産・厚生の共管) あるいは労働安全衛生法において、有害物の製造の禁止を行う場合に、参考とする基準があるのか。あればその基準はどのようなものか。

〈回答〉【厚生省生活衛生局生活化学安全対 策室】

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する「第一種特定化学物質」に指定された場合には、その製造、輸入は、原則として禁止される。第一種特定化学物質とは、PCBのような性状(難分解性、高蓄積性、長期毒性)を有する化学物質で政令で定めるものをいい、現在、PCB等9物質が指定されている。なお、化審法では「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」を対象としており、天然物である石綿は対象とならない。

〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部化学 物質調査課】

昭和49年に職業がん対策専門家会議が設置 されたが、その報告において、労働安全衛生 法第55条による製造等の禁止に当たっては、 発がんが示唆される化学物質について化学実 験あるいは動物実験の結果の評価を行い、発 がん性があると判断された物質のうち労働者 の健康障害を生ずるものについて、①暴露の 状況、②代替品の有無、③労働衛生工学的対 策の可能性、④社会的有用性を勘案して、製 造禁止等の措置をとることにしている。

現時点では、石綿の製造を禁止していない。 石綿粉じんの吸入を防ぐようにすればよいし、 石綿の完全な代替品はないし、代替品の安全 性は確認できていない。

問6 2f/ccの管理濃度での石綿肺及び石綿に よる肺がんの発生率はどの程度と考えている か。その根拠は何か。

〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部環境 改善室】

昭和59年に行政指導で管理濃度を2f/ccとし、昭和63年に労働大臣告示として定めた。この値を設定するに際しては、日本産業衛生学会の勧告値を参考にした。同学会の勧告値の提案理由によれば「この濃度であれば、石綿肺の初期臨床所見を示すに至るまでの危険は、50年暴露で1%」と書かれている。肺がんとの関係について同学会は「石綿粉じん濃度と発がんの関係について値は定められない」と報告している。

昨年WHOは「アスベストの職業的暴露限界について」報告書を出しており、暴露限界について1f/ccを勧告しつつも、当面は2f/cc以下にすべきだと勧告している。日本の管理濃度2f/ccは、暴露限界に換算すれば0.6f/cc程度であり、欧州諸国と比較してさほど遜色のあるものではない。

問7 わが国の石綿製品の定義は石綿含有率が 5%を超えるものとなっているが、その理由 は何か。また、5%以下の石綿製品は対策を とらなくても安全なのか。その根拠は何か。 〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部化学 物質調査課】 石綿は自然界に存在するものであり、石綿 製品を製造するに当たって意図しないにもか かわらず石綿が混入する場合があるので、石 綿含有率が低い場合についても一律に規制す ることは適切ではない。昭和46年に特化則を 定めるに際して、当時石綿を原料として意図 的に石綿を混入している石綿製品はほとんど が含有率5%を超えるものであったので、5% 以下は規制の対象から外した。

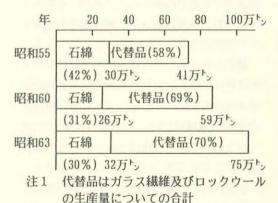
なお、ロックウールについては、昭和55年 以降石綿含有率はゼロである。

問8 労働省は「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」(昭51.5.22基発第40 8号)で代替の促進をうたっているが、代替の促進はどの程度進んだのか。その一方で使用量が減らない理由は何か。

〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部化学 物質調査課】

石綿と石綿代替品の総使用量の中に占める 石綿の割合は減少している。

石綿及び石綿代替品の生産量等の推移については図のとおり。



注2 石綿についてはわが国の輸入量

管、床材、電極、保温材等である。

関係業界の報告によれば、いくつかの石綿 製品の製造が中止されている。例えば、石綿

石綿の吹き付けについては、昭和50年に特

化則で原則禁止にしたが、現在では石綿の吹き付けは全くやられていない。クロシドライトについては、上記通達で代替の促進をうたい、法令で禁止されているわけではないが、現在は輸入されていない。

問9 代替品の階発はどの程度進んでいるのか。 用途別に説明されたい。代替品の出荷量の通 産統計、防火材料の開発状況に関する資料が あれば提出されたい。また、代替品が開発さ れても市場に出回る率が低いと聞くが、それ はなぜか。

〈回答〉【環境庁大気保全局大気規制課】

石綿代替品の特許及び実用新案についての 出願状況を調査し、その結果が(財)未来工学 研究所より「石綿代替品開発動向調査報告書」 (2500円)として市販されている。ただし、こ の報告書は、代替品の安全性、実用性につい て調査したものではない。

〈回答〉【建設省住宅局建築物防災対策室長】 建設省では、建築研究所において民間企業 との共同研究により、平成元年度から平成3 年度までの予定で、アスベスト代替建築材料 の適用化技術の開発を行っており、その中で 代替材料の性能評価基準・適用基準を提案す る予定である。

業界の自主的な代替建材の開発目標として、 内装材は91年末までに無石綿化、外装材は91 年末までに5%以下にし、さらに無石綿化を めざす、屋根材(スレート)は93年末までに5 %以下にすることを掲げており、これらは達 成できるであろう。

建設省としては、「建築工事共通仕様書」の昭和63年版に記載してあった内装材のアスベストについては、平成元年版では削除した。この仕様書は国の建築物を建築する場合に基準となるもので、地方自治体の公共工事もこれを参考にしている。4年毎に見直しをしているが、次回はアスベストの外装材も削除で

きると思う。

〈回答〉【通商産業省生活産業局窯業建材課】 スレート協会は波形スレート等について19 93年までに石綿含有量5%以下または無石綿 化、(社)日本自動車工業会は1994年末までに 無石綿化の努力目標を掲げている。これらは 達成できるであろう。

通産省が(社)日本石綿協会を通じて行ったアンケート調査では、平成元年の石綿使用量は261,000~であったが、平成6年の使用量見込みは113,000~である。建材、工業製品、摩擦材とも、低減化又は代替化が着実に進展している。ただし、従来の石綿製品に比べ、代替化製品、低減化製品の性能低下等が依然として問題であり、一層の開発努力が必要である。

なお、石綿代替製品、含有率低減化製品製造のための中小企業向けのガイドラインを検討中である。

問10 欧米諸国では石綿の使用禁止あるいは石 綿製品の製造禁止の措置を行っている国があ る。当然、代替品の存在を前提にしたものと 思われるが、わが国ではどのような対策をと ってきたのか。その理由は何か。

〈回答〉【環境庁大気保全局大気規制課】

WHOにおいても、1986年に発表した環境保健クライテリア53「アスペスト及びその他の天然鉱物繊維」の中で「環境中におけるアスペスト濃度は1f/1以下であり、都市部における濃度は1f/1から10f/1程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあり、……一般住民においては、アスペストに起因する肺がん及び(悪性)中皮腫のリスクは信頼できるほど定量化できないものの、おそらく検出できないほど低いであろう」と評価している。また、技術的にもその程度までは抑制することが可能なので、平成元年大気汚染防止法を改正し、石綿製品製造工場の敷地境界で10f/

1を超えないよう規制している。

〈回答〉【労働省労働基準局化学物質調査課】 石綿の使用等を全面的に禁止している国は、 ノルウェー、スウェーデン等一部の国と聞い ている。わが国においても、石綿の代替化の 促進に努めているところであるが、耐熱性等 石綿の性能を完全に代替できるものがないこ と等により、全面的に使用禁止することには 問題がある。なお、石綿代替品と言われてい るものの中にも発がん性の疑いのあるものも あり、有効な飛散防止策等を講ぜずにそのよ うな代替品の使用を推進することは、別の問 題を引き起こす可能性もあり、慎重に対応し たい。昭和63年より代替品製造労働者の健康 調査を行っている。

〈回答〉【通商産業省生活産業局窯業建材課】 石綿の使用等を全面的に禁止している国は、 ノルウェーだけだと聞いている。ILO石綿 条約では、石綿は安全に使用すればよいこと になっている。ILO石綿条約で禁止されて いるのは、吹き付けとクロシドライト(青石 綿)であるが、わが国ではすでに石綿の吹き 付けは行われていないし、クロシドライトは 輸入されていない。

問11 現在、石綿製品製造分野において、特定中小企業者転換対策等臨時措置法の指定業種に指定されている業種があるか。その他、石綿製品製造業者に事業転換の助成措置を講じている事例があるか。あればそれらの実施状況を説明されたい。

現在、石綿製品製造業において特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法などにより雇用対策が実施されているか。されていれば、その実施状況を説明されたい。仮に石綿製品の製造、輸入、販売等を制限したことにより、雇用不安が生じた場合の措置はどのような措置があるか。〈回答〉【中小企業庁計画部計画課】

石綿スレート製造業を特定中小企業者事業 転換対策等臨時措置法の指定業種に、また、 大阪府下の石綿布糸製造業を同法の地域指定 業種に指定している。

〈回答〉【通商産業省生活産業局窯業建材課】 石綿スレート製造業を中小企業近代化促進 法の指定業種に指定している。同法は、通産 大臣が構造改善を要すると思われる業種を指 定し、指定業種は中小企業近代化計画を策定 し、通産大臣がその計画を承認し、当該業種 がその計画に基づき構造改善を推進すること になっている。

〈回答〉【労働省職業安定局雇用政策課】

石綿製品製造業については、現在、特定不 況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特 別措置法(以下「特定不況業種雇用安定法」 という。)等による雇用対策は実施されてい ない。

経済的事情の著しい変化により構造的不況 に陥った業種については、従来から、特定不 況業種雇用安定法に基づき特定不況業種の指 定等を行い、関係労働者の雇用の安定のため の対策を講じているところである。特に、特 定不況業種等に属する事業所については、事 業の転換等により雇用機会の確保を図ること が雇用の安定を図る上で効果的なことから、 産業雇用安定助成金制度の活用により、事業 転換に伴う配置転換に要する費用等について 賃金助成等の必要な助成を行うことにしてい る。

石綿製品製造業については、仮にその製造等が制限を受け、生産や雇用に多大な影響が生じ、それが長期的に継続することが見込まれるような事態に至った場合には、労働省としても、その業種や雇用失業情勢の推移等を慎重に見守りつつ、特定不況業種雇用安定法の適用による雇用対策の実施について検討することとしたい。 (31頁に続く。)

労働組合の一人専従にも労災保険の特別加入制度

4月1日から改正労災保険法の第三次分が施行されている。内容は、農業従事者の特別加入制度の改善を通じた強制適用事業の範囲の拡大(この解説は次号に掲載予定)であるが、これにともない、労災保険法施行規則の一部改正が行われた。

この中で、1989年12月 の労災保険審議会建議で 検討するよう指摘されて いた、労働組合の「一人 専従」役員について、労 災保険の特別加入制度の 対象とすることが実施さ れた。

これまでも、書記等の 職員(=労働者)を置く労 働組合の代表者を含む役 員は中小事業主等として 特別加入することができ た(図の3)。また、昭和 44年3月7日付け基発第11

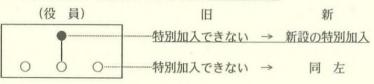
2号通達等を通じて、職員(=労働者)を置かない場合でも、代表者以外の役員が専従をしている場合には、その専従役員を労働者とみなして 労災保険を適用し、かつ、その他の役員(代表者及び非専従の役員)が中小企業主等として特別加入できるような措置がとられてきた(図の2)。

それでも、労働組合の代表者一人だけが専従

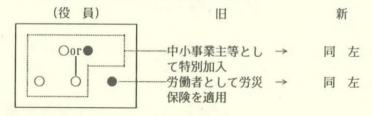
(別紙8) 労災保険の適用関係概要図

[●:常勤(専従)、○:非常勤(非専従)]

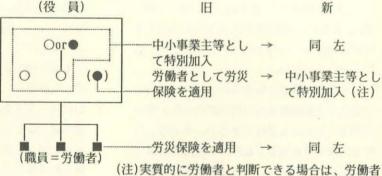
1 代表者のみが常勤役員である場合(一人専従役員)



2 代表者以外の役員に常勤役員がいる場合



3 労働組合等が労働者を使用する場合



(注)実質的に労働者と判断できる場合は、労働者 として労災保険を適用

をしている場合には、これまで、この「一人専 従」は労災保険に加入することができなかった。

今回の改正は、労働組合等の常勤役員等が行う集会の運営、団体交渉その他の労働組合等の活動に不可欠な作業に従事する者についての特別加入の制度を新設することにより、代表者だけの「一人専従」の場合でも、特別加入できる道を開いたものである(図の1)。

労働省発労徴第38号 基 発 第 2 5 9 号 平成3年4月12日

各都道府県労働基準局長殿各 都 道 府 県 知 事 殿

労働大臣官房長 労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を 改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成3年労働省令第11号)が、本日付けで公布され、施行されることとなった。なお、これに伴い、平成3年労働省告示第37号(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号イの労働大臣が定める規模を定める件)及び平成3年労働省告示第38号(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第4号の労働大臣が定めるものを定める件)が制定された。

ついては、下記事項に留意の上、事務処理に 遺憾なきを期されたい。

(注) 法令の略称は次のとおりである。

法=労働者災害補償保険法(昭和22年法律第5 0号)

44年法=失業保険法及び労働者災害補償保険 法の一部を改正する法律

改正省令=労働者災害補償保険法施行規則等 の一部を改正する省令(平成3年労 働省令第11号)

労災則=労働者災害補償保険法施行規則(昭 和30年労働省令第22号)

旧労災則=改正省令による改正前の労災則 新労災則=改正省令による改正後の労災則 徴収則=労働保険の保険料の徴収等に関する 法律施行規則(昭和47年労働省令第8

特支則=労働者災害補償保険特別支給金支給 規則(昭和49年労働省令第30号)

号)

第1 特定農作業従事者に係る特別加入の新設(略)

第2 労働組合等の常勤役員の行う作業に係る 特別加入の新設

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 従来の労働組合等の常勤役員の取扱い 労働組合(これに類する国家公務員の 職員団体等を含む。以下「労働組合等」 という。)の執行機関及び及び監査機関 を構成する者(以下「組合役員」という。) は、一般的には労働者ではないと考えられ、その場合は、労災保険の適用はない。 しかし、専従職員(労働組合等が雇用する労働者をいう。以下同じ。)を置かず、常勤役員を置く労働組合等にあっては、通常、常勤役員が、専従職員と同様の業務もあわせて行い、かつ、当該常勤役員はその報酬により生計を立てているのが一般的である。

このように、労働者を使用しない労働組合等の常勤役員は、ほぼ労働者たる専従職員と同様の実態にあり、労働者に準じて保護するに値する者であるが、この者に対する特別加入の制度は存在せず、代わりに、昭和44年3月7日付け基発第112号通達(以下「第112号通達」という。)により、代表者を除く専従役員(労働組合等の業務に専ら従事する組合役員をいい、ここでは、常勤の役員と同義である)を労働者とみなして労災保険を適用してきたところである(注1)。

ロ 従来の取扱いの問題点

従来の取扱いでも、専従職員又は労働者とみなされる常勤役員がいないいわゆる一人専従たる代表者は、労働者とみなされず、かつ、中小事業主等として労災保険に特別加入することもできないため、

労災保険が適用されないという問題が残 っており、また、労災保険の適用に関す る法律関係が不明確であるという問題が あった。

ハ 今後の取扱い

このような事情及び平成元年12月25日 の労働者災害補償保険審議会の建議を踏 まえ、労働者を使用しない労働組合等の 常勤役員について労働者に準じて労災保 険による保護の充実を図るため、労災保 険に特別加入する途を開くこととしたも のである(注2)。

- (注1) この取扱いにより労働者とみなさ れる者又は専従職員が置かれる労働組 合等の代表者又は非常勤役員は、中小 事業主等として労災保険に特別加入す ることができることとなる。
- (注2) 専従職員が置かれる労働組合等に ついては、役員は中小事業主等として 特別加入することができ、また、役員 を中小事業主等として特別加入させた 方が労働者に対する労災保険の適用促 進に役立つことから、今回新設の特別 加入の対象とはしなかったところであ 30

(2)改正の概要

労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、 団体交渉その他の労働組合等の活動に不可 欠な作業に従事する者について、特別加入 の制度を新設することとした(新労災則第4 6条の18第4号)。

また、この措置と併せて、第112号通達 を改正して、専従職員を置かず常勤役員 (代表者を除く。)を置く労働組合等の非常 勤役員が中小事業主等として特別加入でき るようにする(同通達と実質的に同一の取 扱いとする。)ため、法の趣旨の範囲内で 特別の扱い(当該常勤役員について、それ が実質的に労働者である場合が多いことか ら、原則として、労働者として取り扱う。) を行うこととした(下記3(2)口)。

2 具体的内容

(1)加入対象労働組合等

特別加入の対象となるのは、労働組合等 の常勤役員として一定の作業に従事する者 である(新労災則第46条の18第4号)。

この労働組合等は、平成3年労働省告示 第38号により、

- ① 労働組合法(昭和24年法律第174号)第2 条及び第5条第2項の規定に適合している もの
- ② 国家公務員法(昭和22年法律第120号。 裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第2 99号)において準用する場合を含む。以 下同じ。)第108条の3第5項若しくは地方 公務員法(昭和25年法律第261号)第53条 第5項の規定により登録された職員団体
- ③ 職員団体等に対する法人格の付与に関 する法律(昭和53年法律第80号)第5条に より認証された職員団体等
- ④ 国会職員法(昭和22年法律第85号)第18 条の2の組合であって労働組合法第5条2 項各号(第8号を除く。)に掲げる内容と 同様の内容を規定する規約を有している もの

をいう(参考3一略一参照)。

これらの労働組合等には、単位労働組合 等に限らず、その連合団体も含まれる(労 働組合法第2条等)。また、支部、分会等の 名称を有する下部組織についても、独立し た組織としての実態を有する場合であって、 上記①から④までの団体に該当するものは、 労働組合等と認められる(注)。

(注)上部団体の決定に基づいて役員が選任 され、派遣されるような団体は、労働組 合等とは認められない。当該団体の役員 の報酬が上部団体から支払われる場合で あっても、独立した組織としての実態を 有し、上記①から④までの条件に適合す る場合には、労働組合等と認めて差し支 えない。

(2) 加入対象者

常時労働者を使用することのない労働組 合等の下記(3)の作業を行う常勤役員が加 入対象者となるが、そのうち代表者を除く 常勤役員は、下記3(2)口で述べるように、 原則として労働者として取り扱われるので、 実際に特別加入の対象者となるのは、結果 として、原則としていわゆる一人専従の場 合(常勤役員が一人のみいる場合をいう。) における代表者たる常勤役員のみとなる。 ただし、代表者を除く常勤役員が実質的に も労働者と評価できない場合であって、中 小事業主等として特別加入できない場合は、 今回新設の特別加入者として認めて差し支 えない。

(3)加入対象作業

加入対象作業は、当該労働組合等の事務 所、事業場若しくは集会場又は道路、公園 その他の公共の用に供する施設においてな す以下の作業(当該作業に必要な移動を含 む。)である(新労災則第46条の18第4号)。

イ 集会の運営の作業

総会、中央執行委員会、代議員大会、 監査委員会等の労働組合等の機関におけ る会議に限らず、労働組合等が主催若し くは共催する集会の運営の作業を含む。

ロ団体交渉の作業

労働組合法第6条、国家公務員法第108 条の5又は地方公務員法第55条の交渉の 作業をいう。

ハ その他の当該労働組合等の活動に係る 作業

集会への参加、デモ行進への参加・先 導、労働組合員の勧誘、ビラ配布等の宣 伝活動等の作業、争議行為を指導する作 業、役員等の選挙のための作業、労働組 合費の徴収その他労働組合会計処理に必 要な作業等をいうほか、それぞれの作業 に付随する作業をいう。

なお、国家公務員法第98条第2項等に より争議行為そのものが禁止されている 場合、当該争議行為を指導するための作 業は「当該労働組合の活動に係る作業」 とは認められないが、労働関係調整法 (昭和21年法律第25号)第37条第1項のよ うな手続規定に違反する争議行為を指導 するための作業は、この限りではない。

(4) 保険料

第2種特別加入保険料率は1000分の6、作 業の種類の番号は特16とされた(徴収則第2 3条及び別表第5)。

(5)特別加入の手続

特別加入の手続は、一人親方の加入手続 (基本通達の記の第2の4参照)並びに上記第 1の2の(4)のイ、ホ及びトと同様とする ほか、次に定めるところによる。

イ 労働組合等としての証明

- ① 労働組合法上の労働組合の場合
- (a) 法人格を有する労働組合について は、当該労働組合の登記簿の謄本又 は法人格取得のためになされた労働 組合法第11条第1項に基づく労働委 員会の証明書の写しを、
- (b) 法人格を有しない労働組合につい ては、当該特別加入の申請時前5年 間に労働組合法第5条第1項に基づく 労働委員会の証明を受けた場合にあ っては当該証明書の写しを、
- (c) その他の場合にあっては、労働組 合の規約を、

特別加入申請書に添付させること。 なお、(c)の場合にあっては、当該 規約が労働組合法第5条第2項各号に定 める内容を有しているか否かを申請の 受理の際に確認すること。

② 国家公務員法又は地方公務員法上の 職員団体について

国家公務員法第108条の3第5項前段 に基づきなされた、登録された旨の人

事院の通知の写しを特別加入申請書に 添付させること。ただし、国家公務員 法第108条の6第1項ただし書に基づき 所轄庁のいわゆる在籍専従の許可を受 けている場合にあっては、当該許可書 の写し等当該許可の事実を証明する書 類を特別加入申請書に添付させること で足りる。

地方公務員法上の職員団体について も、同様とすること(同法第53条第5項 前段及び第55条の2第1項ただし書)。

③ 職員団体等に対する法人格の付与に 関する法律第5条により認証された職 員団体等について

認証機関(人事院、最高裁判所、人 事委員会又は公平委員会をいう。)に よる認証の通知の写しを特別加入申請 書に添付させること。

④ 国会職員の組合

国会職員の組合については、当該組 合の規約を、特別加入申請書に添付さ せること。この場合には、当該規約が 労働組合法第5条第2項各号(第8号を除 く。)に定める内容と同様の内容を有 しているか否かを申請の受理の際に確 認すること。

ロ 役員選出の議事録の添付

特別加入申請書別紙に記載される特別 加入予定者が、当該特別加入に係る労働 組合等の役員であることを証明する労働 組合等の当該役員選出に係る議事録を、 特別加入申請書に添付させること。ただ し、上記イ②ただし書のいわゆる在籍専 従の許可の事実を証明する書類の添付が ある場合は、この限りでない。

ハ 災害防止措置

労災則第46条の23第2項に基づく特別 加入団体が講ずべき措置及び労働組合等 の常勤役員の作業従事者が守るべき事項 については、当分の間、特別加入申請書

の③の口欄に「労働者を使用した場合に 準ずる」旨の記載があれば足りることと する。

(6)業務上外の認定基準

具体的な業務上外の認定については、認 定基準通達を別紙6(略)のとおり改正し、 改正後の認定基準通達の記の第1の1(3) へを労働組合等常勤役員に係る労災則第46 条の26の基準とすることとしたので、これ によって行うこと。

なお、通勤災害の認定基準については、 昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号 ・基発第192号通達の記の9(3)にあると おり、労働者の通勤災害の場合に準ずる。

(7)保険給付の請求

- イ 保険給付請求書の事業主の証明は、当 該特別加入団体の代表者が行うこと。
- ロ保険給付に関する事務は、当該特別加 入団体の主たる事務所の所在地を管轄す る労働基準監督署長が行うこと(労災則 第1条第3項)。
- ハ 保険給付の事務のうち、療養の費用シ ステム、休業(補償)給付システム、一時 金システム及び年金システムについては、 特別加入者コードに「労組役員作業従事 者」として、コード「27」を追加したの で、機械処理の請求書及び帳票の記入に 当たっては留意すること。

3 その他

(1) 実施時期

労働組合等の常勤役員に係る特別加入の 新設に関する省令改正は、本日平成3年4月 12日から施行される(改正省令附則)。この 場合、当該特別加入の承認の年月日は、特 定農作業従事者の場合と同様である(上記 第1の3(1)一略一参照)。

(2) 所要の整備

イ 特支則

特支則第16条第2号の規定の適用に係 る読替え規定につき、所要の整備を行っ た(特支則第17条第5号)。

ロ 第112号通達の改正等

第112号通達を別紙7のとおり改正す

その概要は、専従職員を置かない労働 組合等の代表者以外の常勤役員について は、その職務内容・報酬の在り方等にか んがみ、実質的に労働者と考えて差し支 えない場合が通常であるため、原則とし て、当該常勤役員を労働者として取り扱 うこととするものである(注)。

なお、専従職員を使用する労働組合等 の代表者を除く常勤役員についても、そ れが実質的に労働者であると判断できる 場合には、従来どおり労働者として取り 扱うこととした。

(注) この取扱いの結果、代表者以外の常 勤役員は、原則として、労働者として 取り扱われるため、新設の特別加入の 対象とはならない(法第27条各号列記 以外の部分)。また、代表者以外の常 勤役員を置く労働組合等の代表者たる 常勤役員や非常勤役員は、原則として、 当該代表者以外の常勤役員に係る保険 関係を基礎として、中小事業主等とし て特別加入することができる(原則と して、新設の特別加入の対象とはなら ない。)。これら労働組合等の役員に 係る労災保険の適用関係を図示すると、 別紙8(18頁に掲載の図)のとおりとな

(別紙7)昭和44年3月7日付け基発第112号通 達の改正

昭和44年3月7日付け基発第112号通達を次の ように改正する。

- 1 記の1中「当該労働組合に使用される労働 者とみなして取り扱うこと。」を「当該労働 組合が労働者を使用しない場合にあっては、 当該専従役員の職務内容、報酬の在り方等に かんがみ、実質的に労働者と考えて差し支え ない場合が通常であるため、原則として、当 該専従役員を労働者として取り扱うこと。ま た、当該労働組合が労働者を使用する場合は、 当該専従役員は、原則として、中小事業主等 に係る特別加入の対象となるが、当該専従役 員が実質的に労働者と判断できるときも少な からずあり、そのときは、当該専従役員を労 働者として取り扱うこと。」に改め、「した がって、労働組合が使用する一般労働者と、 この取扱いによって労働者とみなされる者の 合計が常時5人以上の場合には、強制適用事 業として取り扱うこと。」を削り、「労働者 とみなされる専従役員」を「労働者として取 り扱われる専従役員」に改める。
- 2 記の2中「第34条の11第1号及び第2号」を 「第27条第1号及び第2号」に、「労働者とみ なされる」を「労働者として取り扱われる」 に、「第34条の12第1項」を「第28条」に、 「労働者災害補償保険法施行規則第3条の2第 3項第3号」を「労働保険の保険料の徴収等に 関する法律施行規則第6条第2項第4号」に改 める。
- 3 記の5中「労働者とみなされる」を「労働 者として取り扱われる」に、「賃金とみなし て」を「賃金として」に改める。

脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

安全センター情報増刊号1991年2月25日号/64頁500円 認定基準/表マニュアル/裏マニュアル/認定事例一覧/労働保険審査会裁決文 ロロ アジアからのレポート ロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ

台湾/労災被災者の会が活動開始

敬仁労工安全衛生服務中心

過去20~30年の間、台湾は「台湾の経済の奇 跡」と呼ばれる急速な経済成長を経験しました。 この状況は人々の生活水準を向上させたにも関 わらず、同時に労災事故と職業病をもたらしま した。労働問題審議会労働監督部のユアン氏に よると、会社の90%以上が労働安全衛生法に違 反しているといいます。しかし労災職業病の発 生状況についての信頼できる統計資料はありま せん。その理由は、ひとつには台湾に能率的な 記録保管システムがないこと、もうひとつの理 由は、医師と労働者双方に知識がなく、医師は 職業病患者を診断できないからです。しかし、 その発生率が高いことを私たちは経験から知っ ています。職業病に関する統計は実際あるには ありますが、労働保険を受給している労働者し か含まれておらず、不完全なものでしかありま せん。これらの統計によれば、軽傷を除いて毎 年約8000人の労働者が労災事故で体に障害を残 したり、死亡しています。ふつう労働者は、自 分たちの権利についても、職場で隠されている 労働災害について知りません。労災事故に遇っ ても、彼らの多くは賠償請求権があることも知 らず、仕事もお金もない状態で投げ出されるの です。最後には街頭で物乞いをせざるをえない 労働者もいます。

私たちのセンターが始まって以来、法律、治療、家族の問題や精神的、経済的問題といったさまざまな問題をもってに悩む労災職業病の被災労働者たちが、センターのスタッフに相談にやってきます。センターは個別事案ごとに対応するかたちで彼らを援助してきました。これまで72名にのぼる被害者とその家族が私たちのセ

ンターに相談にやってきました。彼らはセンターの援助を受けて被災者の会を結成し、リーダーを養成しています。これは、自分たちの権利を守り、被災者を援助するだけでなく、労災職業病がいかに重大な問題であるかについて台湾の人々の理解を広め、労働条件や法律の改善を要求できる組織となることを目指しているからです。またこの被災者の会は、メンバーを職業訓練学校に送って労働安全衛生に関する知識を伝えるといった予防活動に力を入れたいと思っています。これらのことはもちろんすでにそうした学校で行われつつあるが、生徒たちと被害者が討論を持てれば、ちがったインパクトを生徒に与えることができると思います。

現在のところ、この被災者の会はまだ始まっ たばかりの状態です。月例会はすでに開かれて おり、普通次の二点を議題にしています。まず、 会合の運営の仕方、行動計画の立て方、意思疎 通の技術と団体間のもめごとの扱い方、社会分 析、労災職業病の補償法制度、被害者の法的権 利、安全衛生活動の方法、新しい被害者と家族 への援助の仕方などについて、被災者の会のメ ンバーを訓練することです。もう一つの議題は、 会の規則についての討論です。会則は被災者の 会が公的な認知を得るために必要なことです。 月例会ごとに被害者の一人が会議の進行役を受 け持ちます。というのも、進行役を引き受ける ことで被災者が何ごとかを学ぶことができるか らです。こうした月例会のほかに、すでに新し い被害者を訪れ、支援活動に着手している被災 者もいます。彼らは以前に同じ経験をしている ために、被災者支援活動において実際に非常に

重要な役割を果たしています。これが、この被災者組織の事業の現在の段階です。私たちは香港の工業傷亡権益会(Association for Rights of Industrial Victims)から私たちの活動について非常に多くの示唆を得ていることを付け加えておきます工業傷亡権益会は、数回にわたって私たちの相談に応じてくれました。(訳:岩田)(上記の手紙の後この頁で紹介する写真に以下のメモが添付されて届きました)

- --労災職業病被災労働者75名 の名簿があります(現時点)。
- --そのうち3名しか職業病の 被災者はいません(じん肺)。
- ――4分の3がプレス事故の被災 者です(手や指の切断)。
- --他の被災者は、重量物が落下してきて、身体が麻痺した人たちです。
- ――女性は3名だけで、他は男性です。
- --年齢は19歳から60歳までです。
- 一一被災者の多くが零細な工場で働いていました。経営者自身もわずかなお金しか持っていない労働者で、安全衛生にお金をかけられませんでした。例えば、事故を起こしたプレスの全てが、何の安全装置もついていませんでした(足のペダルで操作する中古のプレス機)。
- ――経営者たちはたくさんはお金を持っていないので、事故の補償も難しい。
- 一手を切断した人たちが新しい職をみつける ことはきわめて困難なので、妻の収入に頼ら ざるを得ません。
- ――安全衛生法規に違反して、労働者を死亡さ





せた時に法律が定めている最高の罰金は8000元なので、経営者は工場の危険な状況を改めようとしません。私たちは、スタートしたばかりなので、グループの将来的な取り組みについて書くにはまだ早すぎます。もちろん、いくつかの企画はありますが、何をしなければならないかを決めるのは、被災者自身でしょう。

一一グループのメンバーの一人が、街の物乞いになりました。彼女は、手がつぶれてしまって、新しい仕事が見つかりませんでした。保険もなかったし、社長は家族の友人でしたがお金がなくて、彼女は何の補償も得られなかったからです。
(訳:川本)

首都高で250kgのアスベスト飛散 東京●住宅街に「白い雪」がふる

4月12日未明、東京の首都高 速道路でアスベスト原綿(約25 * 袋入、10袋)が通行中のトラ ックから落下して破袋し、周囲 を汚染するという事故が発生し た。

新聞報道などによれば、現場 から少なくとも数百なの範囲の 住宅地は「雪が降ったように真 っ白になった」ようである。と や住民は、当初、汚染物質がア スベストであることを知らされ なかった。そのため、まったく 防護措置をとることができず、 住民の避難も組織されないまま に汚染が拡大した。

ともかく首都高速道路公団・ 建設省・世田谷区が翌日までに アスベストの回収にとりくみ、 その後警察が「犯人」を検挙し て一件落着したことになってい のを発見し、下請会社が高速道 るが、今後の健康被害の発生が 路上の清掃作業を行なった。 懸念される。

スペスト規制を進めるべく、事 態の経過をまとめ、問題点を整 理してみたい。

●荷台から落ちたアスベスト 首都高速道路公団によれば、 今回アスベストを落としたのは 某運送会社の105トラックで、 アスベスト原綿をパレット積み にしてシート・ロープをかけて で、北風が吹いていた。

走行していた。トラックは首都 高速道路新宿線下りの参宮橋か ら永福町の間でアスベストを落 とした。しかし運転手は荷の落 下に気づかず走行を続け、中央 高速道路を通って山梨の荷受人 のところに運んだ。到着したの は早朝のことだったので、運転 手は自分で荷をおろして帰った が、それでも荷の不足に気づか ころが片付けにあたった労働者 なかった。また荷受人も新聞報 道を読んでさえ、荷の不足に思 い至らなかったという。

●アスベスト、道路上に飛散

この日、午前4時半ごろ首都 高速道路の利用者から110番 通報があり、「幡ヶ谷付近に白 いものがただよっている」との 連絡があった。道路公団はただ ちにパトロール車を差し向け、 道路上・空気中に白い塊状のも

この作業は、道路清掃車をつ 今回の事故を教訓として、ア かってアスベストを掃きよせた あと、作業者がほうきとちりと りで回収するもので、午前6時 ごろには110を程度を回収して 完了した。アスベストとはわか らなかった(?)ため、作業者は 一般の防塵マスクしか付けてお らず、通常の作業服のままであ る。ちなみに、当日の天候は晴

●住宅街にアスベストの雪が! ところが、アスペストは高速 道路の防音壁を越えて、下方の 一般道路(国道20号)とそのさら に南側の住宅街に広がっていた のである。

午前7時ごろ、建設省代々木 出張所に住民から苦情が入った。 「朝起きてみると家の周囲の路 上に白いものが相当積もってい る」というのである。これを受 けて国道沿いは建設省が、区道 については世田谷区の土木部が 担当して、清掃・回収作業が行 なわれた。このとき現場に急行 した建設省の職員が「アスベス トではないか」との疑いをもち、 これを聞いた地元住民の要請で 東京都がサンプルを分析した。 この結果、当日午後9時にはク リソタイルを20%以上含むこと が確定した。

このときの清掃作業は翌日の 午後2時ごろまで、散水車で水 をまきながら続けられたが、労 働者は通常の服装で作業に当た った。

●住宅の中まで汚染広がる

一方、民家の屋根・庭などに 積もったアスベストについては、 地域住民が「自主的に」「湿ら せて拭き取る」よう、区が広報 を行ない、区は回収したアスベ ストの収集・運搬・最終処分を 担当した。(後になってから、 首都高速道路公団が民有地の清 掃も担当した。)

最後に、東京都環境保全局が、 すべての作業がすんでから測定 させた気中濃度が0.8繊維?/%

だったことをもって「安全宣言」 たのか、一般的な積荷の落下防 掃・回収作業にあたった人々に がなされているが、噴飯もので 止を定めた規則を持ち出すほか ある。

●国会で取り上げられる

この問題は、東京大学のアス ベスト除去工事での汚染事故とかに全港湾が荷役現場での取扱 あわせて、4月24日の参議院環 境委員会で取り上げられ、通産 省が業界を指導することや環境 庁が対策を検討することになっ た。

またその直後に、警察の捜査 で「落とし主」が判明しており、るのに住民に危険性を知らせて 事態収拾の費用も運送会社が負 避難させるのではなく、気中濃 担する方向で話が進んでいる。

●野放しだったアスベスト輸送 アスベスト原綿の輸送が完全に 野放しだったことである。アス 禁じ得ない。 ベスト廃棄物についてさえ、厚 生省は1987年以来、「運搬され るまでの間…(中略)…湿潤化さ せる等の措置を講じた後、十分 な強度を有するプラスチックで がよい。 二重にこん包し、又は堅牢な容 器に密封して保管すること。」

「運搬及び処分に当たっては、 …(中略)…プラスチック袋等の 破損…(中略)…等によりアスベ ストを飛散させないよう慎重に 取り扱うこと。」という通知を 出して指導しているときに、ま た昨年来、通産省がアスベスト 製品工場についてマニュアルを つくって指導しているときに、 肝心の原料輸送についてはなん らの行政指導も行なわれていな かったのである。国会で追及さ れた運輸省は、これまでアスベ

しかしまた運動の側も、わず だけで、原料輸送の規制をつよ く求めてこなかったことは反省 しなければならない。

●住民の避難を怠った行政

次に、アスベストの疑いがあ 度もわからないうちから「大量 に吸わなければ害はない」など 今回の事故の最大の問題点は、と宣伝して、自ら除去させた都

> ニューヨークの水道管が破裂 したときの当局の対応(ただち に住民を避難させて、ホテル代 まで負担した!)と比べてみる

●保護具も付けずに作業とは! 最後に、保護具も付けずに清 (アスベスト根絶ネットワーク)

思いを馳せないわけにはいかな はなかった。縦割り行政の弊害 い。たくさんの人々が「静かな がはっきりしたといえるだろう。時限爆弾」を、それと知らずに 埋めこまれたのだ。とくに許せ ないのはアスベストとわかって いについて規制を要求してきた いながら作業させた建設省や区 である。保護具は手に入らなか ったとしても、作業服の回収に よって家族曝露は防げたはずな のに、あえてそれをしなかった のである。

結び

私たちは今回の事故を、一過 性の問題として終わらせるので はなく、今後の教訓としていか しきらなければならない。もち や区の行政姿勢に驚きと怒りを ろんそれはアスペストのことだ けではなく、すべての有害物質 について問題意識を広げながら、 である。そういう意味で、この 事故についても追及を続けるつ もりである。時限爆弾と競争し ながら。

目立つ行政指導の遅れ

大阪●石綿建材の使用状況をアンケート調査

学校の吹きつけアスベスト問 題が一段落した現在、一時期の ようにマスコミもアスベスト問 題を取り上げなくなり、市民の 間でも忘れ去られた感がある。 しかし一方では、建設労働者や 造船労働者の中に過去のアスペ スト問題は他人事だと考えてい スト暴露による被害が徐々に顕

在化し始めており、労災認定の 取り組みや裁判なども行われて

政府は、吹きつけアスベスト の原則禁止、あるいはアスベス ト製品使用時の対策に関する規 制はしているものの、それら製 品の使用そのものの規制に関し

トを含む製品は堂々と製造されが、5社は「何もしていない」 使用されている。82年には22万 という答えであった。 ト。まで減少していたアスベスト とともに増加の一途をたどり、 る。

社、その中でも特に設計部門が ない」も7社あった。 アスベスト建材の使用をどのよ うに考えているのかは注目され 材の使用に関しては、半数以上 は60%の会社にすぎず、徹底し よう。大阪アスベスト対策ネッ トワークではこの点に関するア ンケート調査を行った。アンケ しており、またアスベスト建材 ート用紙を送付した先は、大阪 を使用しない方針で設計してい 府内の建設会社の設計部門及び る会社が半数近くを占めていた 設計会社、計260社である。そのは注目される。 の内有効回答のあったのは25社 であった。

------半数がアスベスト建材-----------を使用しない方針-------[!]

えるように配慮しているか」と 会社が20%あった。 いう質問に対して、19社が「配 慮している」と答え、その理由 として「作業者の健康のため(1 7社)」「建設現場周辺住民の健 康のため(10社)」と健康問題を あげている会社が多かった。し 5社とも「代替品の価格が高い」 が10社であった。 「代替品がない」をあげ、また 3社は「代替品の性能が劣る」 導については、「防じんマスク もあげていた。

ては何もしていない。アスベス 指導している」と回答していた 通しのよいところで取り扱うよ

の輸入量も、昨今の建設ブーム スペスト建材を使用しない方針 ない」は3社であった。 で設計した建物があるか」とい 88年には32万〜にまで達してい う質問に対して、11社が「現在 る建設部門や下請業者、そして はほとんどその方針で設計して 現場作業員に対する指導は、あ このような流れの中で建設会 いる」と答えたが、「ほとんど る程度行われている。しかし、

> 以上のように、アスベスト建 本的なことさえ、行っているの の会社が控えるように配慮し、 設計担当者にもそのように指導

しかしその反面、代替品の価 格、性能などに問題があること を理由に、従来通りの方針でア 材を共同して減らしていくこと スペスト建材を使用し、設計担 「アスベスト建材の使用を控 当者への教育も全くしていない べき回答をしていた。

> ·--いまだ不十分な作業員----: の安全対策 -----

使用することが決定した場合、 「法的な義務や注意事項を建設 強化すれば、業界はさらにアス 部門や下請業者に説明している かし、5社は「配慮していない」 か」については、「説明してい と答えており、その理由として る」が12社、「説明していない」

また、現場作業員に対する指 をするよう指導している」が15 2社が「新築の民間建造物につ 「設計担当者に対するアスペ 社と多く「作業後うがいをする いて代替品を使用するよう指導 ストに関する社内教育」につい よう指導(9社)」「作業衣を着 があった」と回答していた。 ても、14社が「設計段階ででき 替えるよう指導(6社)」「手洗 「まったくない」は、5社だっ るだけ代替品にするよう社員に いをするよう指導(5社)」「風 た。

うに指導(7社)」「局所排気装 置を使用するよう指導(6社)」 また「この3年間に、一切アであり、「まったく何もしてい

> 以上のように、設計部門によ 防じんマスク使用の指導など基 ているとは言いがたい。

---- 活発な業者間協議と ----

「設計会社や建設会社どうし の協議」については、8社が 「行政の動きに関する情報交換 や勉強会を行っている」と答え た。また7社は「アスベスト建 を協議している」という注目す

このように、一部の会社では あるが行政の動きに気を使って おり、また共同してアスベスト 設計段階でアスベスト建材を 建材を減らす動きがあることを 考えれば、行政がもっと指導を ベスト建材を減少させる方向に 向かうと思われる。

> 「国や自治体からの調査や指 導」については、8社が「新築 の公共建造物については代替品 を使用するよう指導があった」、

---アスベスト建材の-----------代替化進む?-----

えているか減っているかを質問 ーライト板(11社)、カラーコロ おり、現在の代替品でも十分対 ニアル(10社)、吹きつけ石綿(1 応できることを物語っている。 ほとんどの会社が今後アスベス 0社)であり、すべての建材につ また、行政の動向の情報交換や ト建材は減少するだろうと答え いて6社が使用量が減っている 勉強、アスベスト建材を共同で ている。しかし、現在のアスベ と答えた。逆に、使用量が増え 減らしていく協議などを会社ど スト輸入量の増加を考えるなら ているとの回答が多かった建材 うしで行っているところもある。. ば、国や自治体の規制がなけれ は、石綿けいカル板(12社)、次

社の方が多く、この製品の代替 と思われる。

ては、「積極的に減らしていく」 が11社、「自然に減ると思う」 が12社と、ほとんどの会社が今 後アスベスト建材の使用が減る 方向に向かうと答えた。

----必要な行政の使用禁止-----~~~へのイニシアチブ·······

以上は回答のあった25社の分 析結果であり、回答しなかった 全体が石綿に汚染されました。 会社の方が多いため、どの程度 現状を反映しているかは明らか ではない。しかし今回の結果か ら次のことは言えよう。

アスベスト建材の使用を減少

レート(13社)、石綿セメントパ 方針の会社も半数近くを占めて ろう。

したがって、国や自治体がも ばアスペスト建材の減少はそれ いで石綿パイプ(6社)であった。 っと積極的に指導に乗り出せば、 ほど期待できないと思われる。 アンケートの回答を見る限り、 さらに効果をあげることは間違 その意味でも、アスベストの使 ほとんどの建材は使用量が減少 いないと思われる。代替品の開 用禁止を掲げた「アスペスト規 しているが、石綿けいカル板は 発や現在ある代替品の使用など 制法」の制定が是非とも必要で 逆に増加していると回答した会 の促進のためにも、国がアスペ あろう。 スト建材の使用そのものを禁止 (アスベスト対策 品の有無についての調査が必要 するなどの措置を取る必要があ

格の安い代替品の開発が是非と ろう。しかし「公共建造物を新 も必要である。特に、石綿けい 築する場合に代替品を使用する 1988年度のアスベスト建材の カル板の使用量は増加している よう」に、国や自治体から指導 使用量が、80年度と比較して増 と答えた会社が半数を占めてお された会社は3分の1にすぎない。 り、その代替品の開発は急を要 公共建造物についてさえこのよ した。使用量が減っているとのする。しかし、一方ではアスペーうな有様であり、行政の指導が 回答が多かった建材は、石綿ス スト建材をほとんど使用しない いかに不十分かよくわかるであ

今回のアンケート調査では、

大阪ネットワーク)

「今後アスベスト建材の使用 アスベスト撤去工事中汚染事故 を減らしていくつもり」に対し 東京●東大8号館で学生・職員が暴露

3月30日の朝日、読売、NH るのに気づきました。 Kテレビなどで報道されたよう っていた東大工学部8号館で、

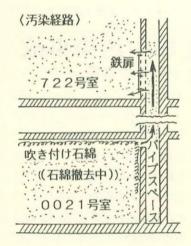
させるためには、性能のよい価 号研究室内が真っ白になってい す。

調査の結果、7階、6階の各室 に、吹きつけ石綿撤去工事を行 を中心に高濃度で汚染されてい ることがわかりました。もっと 撤去工事中の事故により、建物 も汚染がひどいと思われる722 号研究室では、2358本/にもの 工学部8号館では2月から計8 繊維が検出されています。7階 室の吹きつけ石綿撤去工事を行の廊下では、緊急に除染したあ っていましたが、さる3月25日、 とで目視では何の異常もない状 出勤してきた職員・院生が7階 態でも、117本/ねでした。石 の廊下が白く霞んでおり、722 綿はまさに「見えない恐怖」で

【工学部当局の対応】

工学部当局は、25日、汚染原 因を調査するとともに、汚染が ひどいと思われる部屋を立入禁 止にし、濃度測定と緊急除染作 業を開始しました。

しかし、当局の安全対策はお よび腰で、後手にまわりました。 8号館職員の強い要望にもかか わらず、全館立入禁止にしなか ったため、汚染事故後にも多く の職員・学生が石綿繊維を吸い 込む結果となりました。ようや く26日昼頃から防じんマスクが 用意され、28日から6階、7階が 立入禁止となりました。29日夜 から全館を閉鎖し、本格的な除 染作業が開始されました。石綿 に被爆した人のリストアップも 進められています。



【汚染の原因】

当局の現在までの調査で明ら かになっているのは、以下のと おりです。

① 石綿撤去工事を行っていた 地下2階の0021号室には、ダ クトや各種の配管を収容する

設計図では、東側のパイプス要と考えています。 ペースの壁は天井まで届いて ① 事前調査の徹底 いるが、実際には天井の下10 **撃くらいのところまでしかな** かった。このため、パイプス ペースの壁と天井との間に幅 10学、長さ1なくらいの開口 ② 作業期間中の負圧の徹底 部があったが、その上に石綿 が吹きつけられ、ふさがれて いた。石綿を撤去したため、 この開口部を通じて0021号室 と東側パイプスペースがつな ③ サンダーがけの禁止 がってしまった(図参照)。

- ② 石綿撤去業者は天井などに 残った青石綿をサンダーで除 去し、22日午前0021号室の負 圧機の電源を切って午後から 7階の石綿撤去工事現場に移 動した。
- ③ パイプスペースは地下2階 から7階まで貫通しており、 各階のパイプスペースには、 点検用の鉄扉がある。何らか の原因で7階などの室内がパ イプスペースより負圧になり、 地下2階からパイプスペース を通じて石綿繊維が吸い上げ られ、点検用の鉄扉の隙間か ら漏れ出した。

8号間は窓のサッシの立て 付けが悪く、風の強い日には、 ドアを開けるのに苦労するく らいでした。風のために室内 が負圧になって石綿繊維が吸 い込まれ、廊下を通じて南側 の研究室にまで拡散したもの と思われます。

【再発防止策】

私たちは石綿撤去工事に際し、

ためのパイプスペースがある。 最低限、以下の再発防止策が必

設計図を過信することなく、 パイプスペースやダクトも含 め、すべての開口部を事前に 調査し、閉鎖する。

- 撤去作業中の0021号室の負 圧を止めたため、全館汚染が 生じた。撤去期間中は24時間 負圧を維持することが必要。
- サンダーをかけると石綿が 細かい繊維になって飛散しや すい。防じんマスクも石綿繊 維を100%漉過し取るわけで はないので、作業者も吸入す 30
- ④ 撤去工事の表示と安全教育 の徹底

学生の中には、8号館で石 綿撤去工事が行われていたこ とも知らず、石綿繊維が漏れ 出した22日から25日朝にかけ て研究室に泊り込んでいた人 もいた。

従来のように撤去工事中の 部屋の前だけでなく、建物の 入口に「アスベスト撤去中」 の表示をするとともに、石綿 の危険性を知らせるパンフレ ットの配布などの安全教育も 必要。

⑤ 游難計画

万一の事故に備え、あらか じめ事故時の避難計画をたて、 撤去工事の事前説明会で明ら かにする。

東大をはじめ全国の国立大学

では予算がなかなかつかないた め、石綿撤去が遅れています。 毎日石綿繊維を吸い込んでいる 上に、撤去工事でまた石綿汚染 ではたまりません。石綿の安全 ・確実早期撤去に実現に向け、 さらに運動を強化していきたい と思います。

【国会でのやり取り】

その後、4月24日、参議院環 境特別委員会で、社会党の清水 澄子議員がこの問題を取り上げ ました。

文部省は「まことに遺憾」と めた夜間に、パイプシャフトか ら上の階に石綿繊維が飛散した ことが原因であると述べました。 再発防止のためには事前調査の 徹底、夜間も含め工事期間中の 負圧の維持が必要であり、この 点は建設省の石綿処理工事マニ ュアルでも明確にされていませ んでしたが、建設省は「石綿処 理工事のマニュアルで、事前調 査を十分に行うこと、飛散防止 材の散布から養生撤去までの間、 負圧を維持することを指示して いる」としつつ「講習会等でさ らに徹底させていく」と述べま

した。



文部省はまた、国立大学の吹 (東大アスベスト根絶 陳謝し、「排風機(負圧機)を止 き付け石綿処理状況をはじめて

明らかにしました(東大:吹き 付け面積4万平方な、処理面積6 100平方な、国立大学:吹き付 け面積30万平方な、処理面積8 万平方気)。しかし、小中学校 に比べて国立大学の吹き付け石 綿処理が遅れているのは、「使 用中の建物なので一編にはでき ない」「大学からの処理計画に 基づいて部屋ごとにやっている。 からだと、責任逃れを図ってい

ネットワーク)

アスベスト規制法 制定に向けて

ます。

- 資料集 ---

- ○石綿の規制等に関する法律の制定について
- ○資料編 関係法令・通達/地方自治体の対策/国際機関の 条約等/諸外国における対策の概要/石綿をめぐる最近 の話題/健康被害の実態/新聞報道から見た代替品の開 発状況/関係図書一覧

発行/アスベスト規制法制定をめざす会 1,500円 御希望の方は、全国安全センターかアスペスト根絶ネッ ワーク(TEL03-3812-2111内線6330)まで御連絡ください。

(17頁から続く。)

問12 1986年に採択された ILO石綿条約(162 号)をなぜ批准しないのか。直ちに批准でき ないのであれば、批准するために整備しなけ ればならない条件とは何か。

〈回答〉【労働省労働基準局安全衛生部計画 課】

御指摘のILO条約は石綿の使用における 安全の確保に関して昭和61年に採択されたも

のである。同条約のうち、現行法令で措置し ていないものは、クロシドライトの禁止、保 護衣の持ち帰り禁止等があり、このため批准 できない。資格ある施行業者が石綿使用建築 物の解体・改修工事を行うことについては、 特化物作業主任者を定めた現行法令との関係 で検討中である。

首都圏で協力し出稼者検診

神奈川・東京●昨年度は259人が受診



神奈川労災職業病センターと 港町診療所は協力して、東北な どからの出稼者健康問題に取り 組んでいる。出稼者の数は減少 しているというものの、高齢化 と過重労働により健康がむしば まれているのが実態である。

港町診療所では87年度以降秋 田県の2市2町から出稼者の相談 医として委託を受け、宿舎への 巡回検診などを行っている。

90年度は夏の秋田現地集会か ら取り組みを開始。8月7日大曲 市、8日横手市に招かれ、港町 診療所の天明所長とともに出稼 送りだし自治体側との情報交換、 相談をしてきた。7月28日には、 秋田県医療問題研究会主催・労 住医連講演による秋田市でのシ ンポジウムにも参加した。

今年度の出稼者検診は、13事 業所と雄物川町集会を合わせて 259人(うち女性14人)となった

(別表参照)。参加スタッフは、 医師5名、看護婦・事務などが 17名、計22名だった。

今期の特徴は、第一に港町診

賀中央診療所、亀戸ひまわり診 療所を含めた組織的な取り組み であったこと、第二に出稼者の 飲酒実態から肝機能を見るため 血液検査を行ったこと、第三に 1事業所で年内検診が実現した こと、などがあげられる。また、 仕事が休みになる雨の日を利用 して検診に訪れるグループが出 てきたり、検診の費用負担など をみても徐々に出稼者検診に対 する理解が深まってきている様 子がうかがえる。昨年末、各役 場に依頼して出稼者向けのニュ ースを送付してもらった。これ も夏の取り組みの成果である。 役場の協力でじん肺アンケート も行い、その名から来院する人 もいた。

療所以外に十条通り医院、横須

2月3日には、第27回全国出稼

1990年度出稼者検診実施状況(東京·神奈川)

No.	期日	事 業 所	業種	受診者数	回数
1	12.15	KA工業(寒川町)	建設	29(4)	4
2	1.19(土)	T工業(江東区)	建設	9	初
3	1.23(水)	N工業(横浜市戸塚区)	建設	12	初
4	2.6(水)	A建設(横浜市港北区)	建設	13	2
(5)	2.13(水)	O建設(横浜市緑区)	建設	13(1)	初
6	2.15(金)	M I 土建(横浜市港北)	建設	2	初
7	2.17(日)	雄物川町集会(江ノ島)		35	初
8	2.21(木)	HA工業(板橋区)	建設	6	初
9	3. 2(土)	S工業(足立区)	建設	19(2)	2
100	3.6(水)	H I 工業(横浜市鶴見)	製造	28	初
1	3. 9(土)	MA建設(町田市)	建設	9(1)	初
(12)	3.16(土)	K Y 工業(平塚市)	製造	51(4)	3
(13)	3.20(水)	M I 建設(横浜市緑区)	建設	10(1)	初
(A)	3.23(土)	〇土建(愛川町)	建設	23(1)	初
	合 計	13事業所1集会		259(14)	

者大会と柴田労災(過労死)裁判 勝利報告集会が行われた。2月 16日に行われた神奈川県労働部 衛生部合同の出稼者健康問題 勉強会には、横手市と雄物川町 題となっている。 役場から出席、出稼の実態につ いて話してもらった。

来期は、出稼送り出し自治体 側との連携をさらに深めるとと もに、首都圏における協力医療 機関のネットワークづくりが課

石綿や過労死で基準局交渉 神奈川●時間足らずで後日再交渉

神奈川労災職業病センター申 (労基局)ケースバイケースで本 し入れによる石綿や過労死など の神奈川労働基準局交渉が4月2 5日行われた。全港湾、全造船、 神奈川地連、栄松堂書店臨時労 港湾病被災者の会、じん肺患者 同盟などから33名が参加。外国 人労働者問題に取り組むカラバ ること。 局側は、高橋労災管理課長以下 担当者が応対した。

要請内容及び労基局の主な回 答は以下のとおり。

① 脳・心臓疾患などの労災認 定基準の弾力的運用を行い、認 定業務の迅速化を図ること。

省にりん伺している。迅速化 は当然。「脳・心」の申請は 平成元年度57件で、ほとんど て行うこと。 調査中。

働者組合、自治労横浜の各労組、② 職場における石綿被害の実 態を明らかにするとともに、被

> 肺合併症が1件)、2年度は請 2件。

③ 外国人労働者の就労実態を 認識し、労災補償体制の整備、 完全適用を図ること。

(労基局)相談はかなりの数ある が統計はとっていない。日本 人と区別なし。現体制で可能 と考えている。英文の書式に ついては本省に言う。

■ ④ 労災保険情報センターの目 (小野隆) 的を明らかにし、被災労働者の 不利益が及ばないようにするこ

> (労基局)被災者にも利益がある と考えている。3つの事案を 共済の適用除外としたのは、 当面の措置で、将来的にはな くなるだろう。

⑤ 各労基署の窓口対応につい ては、労働者保護の立場に立っ

(労基局)本省から通達がきてい る。再三指導している。

労基局の回答は、具体的な数 災労働者・遺族の早期救済を図 字の公表を差し控えるなど十分 なものとは言えず、内容的にも オの会の代表も出席した。労基 (労基局)肺がん・中皮腫の認定 決して納得できるものではなか 件数は、元年度9件(他にじん った。とりわけ要請項目の②③ ④については、時間の制約のた 求3件、うち認定1件、調査中 め十分詰められず、後日再交渉 を行うことになった。

(神奈川労災職業病センター)

外国人労働者問題についての資料

●国会での論戦資料集/500円 第114回通常国会(1988.7~12)、第116回臨時国会(1989.8)、第118回特別国会(1990.2~6)の 関係議事録抜粋と解説、資料

●1991.3.11「外国人労働者の労災白書」発表時の労働省交渉関係資料/1000円 事前の打ち合わせ内容・関係資料多数、交渉の記録

野中じん肺合併肺がん訴訟大分地裁判決(上)

昭和63年行ウ第3号遺放	疾補償給付等	不支給処分	笠 原 光				
取消請求事件			右指定代理人福 田 考				
skil	24		同 武田 節				
判	決		同 城野 武				
1.0月油4日十			同 曽根崎 仁				
大分県津久見市	ma .t.		同後藤	聪			
原告	野中	トシ子	同 久保田 哲				
右訴訟代理人弁護士	河 野	善一郎	同 永田	大			
同	安 東	正美	同 本 田	宏			
同	加来	義正	同 永田 藩				
同	吉田	孝 美	同 甲 斐 身				
同	徳 田	靖之	同 蒲 池 喜	喜一郎			
同	岡 村	正 淳	<u> </u>				
同	濱 田	英 敏	主文				
同	柴田	圭 一					
同	牧	正 幸	一 被告が原告に対し昭和59年3月23日				
同	西田	収	した労働者災害補償保険法による遺放				
同	古 田	邦 夫	付及び葬祭料を支給しない旨の処分を	・取り消			
同	阿部	和 視	す。				
同	工 藤	隆	二 訴訟費用は被告の負担とする。				
同	指 原	幸一	THE REPORT OF THE PARTY OF THE				
同	神本	博 志	事				
同	西 山	巌					
同	一 木	俊廣	第一 当事者の求めた裁判				
同	佐 川	京 子	ー 請求の趣旨				
同	麻生	昭 一	主文と同旨。				
同	山崎	章三	二 請求の趣旨に対する答弁				
同	平 山	秀生	1 原告の請求を棄却する。				
同	鈴木	宗 厳	2 訴訟費用は原告の負担とする。				
同	河 野	耳 絵					
同	瀬戸	久 夫	第二 当事者の主張				
大分県佐伯市常盤西町1	20)20		一 請求原因				
被告	佐伯労働基	準監督署長	1 災害補償事由の発生				

(一) 亡野中政男の粉じん作業歴

亡野中政男(以下、「亡政男」という。) は、昭和24年3月から昭和47年5月までの間、 次のとおり粉じん作業に従事した。

- (1)昭和24年3月から昭和27年4月まで津久 見市小野田セメント内の川岸工業株式会 社の事業場において修理アーク溶接に従 事した。
- (2)昭和27年4月から昭和30年10月まで津 久見市小野田セメント内の口塚工業株式 会社の事業場において場内修理アーク溶 接に従事した。
- (3)昭和31年4月から昭和33年6月まで津久 見市小野田セメント内の戸畑製鉄株式会 社の事業場において場内修理アーク溶接 に従事した。
- (4)昭和33年6月から昭和34年10月まで津 久見市小野田セメント内の長門機械株式 会社の事業場において工場内の集じん機 補修アーク溶接に従事した。
- (5)昭和34年10月から昭和35年6月まで大 分鉱業株式会社の事業場において原石山 坑内設備アーク溶接に従事した。
- (6)昭和36年11月から昭和38年11月まで別 府鉄工株式会社の事業場においてアーク 溶接に従事した。
- (7)昭和43年2月から昭和45年4月まで徳協 株式会社の事業場において原石山坑内設 備アーク溶接に従事した。
- (8)昭和45年4月から昭和46年9月まで名古 屋市内の生コンクリート会社で鉄骨の溶 接作業に従事した。
- (9)昭和46年9月から昭和47年5月まで津久 見市小野田セメント内の星和工業株式会 社の事業場において工場内集じん機修理 アーク溶接に従事した。
- (二) 亡政男のじん肺への罹患とその病態 亡政男は、昭和48年11月ころ、大分県佐 伯市所在の医療法人長門莫記念会上尾病院 (昭和55年8月1日、長門記念病院と名称変

更、以下、「長門記念病院」という。)で 肺結核と診断され、入退院を繰り返しなが ら同病院で長門宏医師の治療を受け続け、 じん肺健康診断を受けていたところ、昭和 55年6月2日付で大分労働基準局長からじん 肺による健康管理区分2、エックス線写真 の像PR1、肺機能の障害F(++)、合併症 肺結核、要療養」との決定を受けた。

その後、亡政男は、昭和56年4月23日に 大分地方じん肺診査医滝隆医師により「P R2、F(+)、管理3イ、続発性気管支炎、 要療養」との診断を受け、昭和57年1月12 日には主治医の長門宏医師により「PR2/ 3、F++/管理4」との診断を受けた。

(三) 亡政男の死亡

亡政男は、昭和57年1月16日病状悪化により、長門記念病院に入院したが、同年5月26日大分医科大学医学部附属病院に転院し、右下肺野に肺がんが発見され、更に肋骨に直接浸潤像が認められたため、放射線療養の目的で約3か月間大分県立病院に転院し、総量5000Radの放射線照射を受けた。その後亡政男は、同年9月17日再度大分医科大学医学部附属病院に入院し、追加療法を受けていたが、同年11月に入り、肺炎・肺化膿症を併発し、同月19日肺がんにより死亡した。

2 原処分の存在

- (一)原告は亡政男の妻であり、同人の死亡当時その収入により生計を維持していた。
- (二)原告は、亡政男の死亡が業務上の事由によるものであるとして、昭和57年11月27日、被告に対し労働者災害補償保険法(以下、「労災保険法」という。)に基づいて遺族補償給付及び葬祭料の給付を請求したところ、被告は原告に対し昭和59年3月23日付で亡政男の死亡は業務上のものではないとして、これらを支給しない旨の処分(以下、「本件不支給処分」という。)をした。
- 3 本件不支給処分に対する不服申立

- (一) 原告は、本件不支給処分を不服として、 大分労働者災害補償保険審査官に審査請求 をしたが、同審査官は昭和60年12月10日こ れを棄却する旨の裁決をした。
- (二)原告は、右決定を不服として労働保険審査会に対し再審査請求をしたが、同審査会は昭和63年7月28日右再審査請求を棄却する旨の裁決をし、同年8月8日原告に対しその通知をした。
- 4 本件不支給処分の違法性

亡政男の罹患していた肺がんは、以下に述べるとおり業務上の疾病であるから、亡政男は業務上死亡したものであるにもかかわらず、これを否定して同人の死亡に基づく遺族補償給付及び葬祭料をいずれも支給しない旨決定した本件不支給処分は違法である。

(一) じん肺と肺がんとの一般的因果関係の存在

医学上、じん肺に原発性肺がんが合併する比率が極めて高く、両者の間に強い相関関係が認められることは今日では動かすことのできない事実であり、このことは、労働省の設置した「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議」(以下、「専門家会議」という。)の検討結果報告書によっても明白である。

したがって、じん肺とこれに合併する肺がんとの間に相当因果関係が認められるべきである。そして、じん肺は労働基準法施行規則(以下、「労基規則」という。)35条別表第1の2第5号により、業務上の疾病とされているのであるから、じん肺と肺がんの因果関係が認められれば肺がんの業務起因性が肯定されることになる。したがって、亡政男の肺がんによる死亡についても業務起因性が認められる。

- (二) 亡政男のじん肺と肺がんの個別的因果関係の存在
- (1) 瘢痕がんとは、がん発生に先立って形成された瘢痕を場として発生・増殖した

- がんをいい、肺領域における瘢痕がんは、 以前は、肺末梢の腺がんと結核性空洞壁 などの大きな瘢痕から発生するがん腫 (以下、「広義の瘢痕がん」という。)と に大別されたが、現在では後者だけを瘢 痕がんといっている。
- (2) 瘢痕が肺内に存在した場合、その周囲 に治癒機転として瘢痕を覆うような上皮 の増殖が起こるが、その過程で異型上皮 の増殖が起こる場合があり、その異型上 皮は前がん病変としてがん発生の場とな ることが病理形態学的に承認されている ので、広義の瘢痕がんにおいては、瘢痕 を基盤としてがんが発生したものと確認 されれば、瘢痕とがんとの間に病理学的 に因果関係があると認められる。
- (3) 亡政男の肺がんは、じん肺に合併した 肺結核によって形成された結核性空洞瘢 痕から発生した広義の瘢痕がんである。
- (4) したがって、亡政男の結核性空洞瘢痕 と肺がんとの間には病理学的に因果関係 が認められ、亡政男がじん肺合併肺結核 に罹患しなければ、肺がんに罹患しなかったことは明らかであるから、亡政男の じん肺合併肺結核と肺がんとの間には相 当因果関係が認められる。そして、じん 肺とこれに合併する肺結核との間には一般的に相当因果関係があるものと認められている(労基規則35条別表第1の2第5号参照)のであるから、結局、亡政男の肺がんは業務上の疾病であるじん肺に起因したものといえ、したがって同人の肺がんによる死亡についても業務起因性が認められる。
- 5 よって、被告の本件不支給処分は違法であって取り消されるべきであるから、原告は被告に対し本件不支給処分の取消を求める。

二請求原因に対する認否

1 請求原因1の(一)の事実のうち、亡政男が

- 昭和24年3月から昭和47年5月までの間に(1)ないし(7)(但し、(4)の事業場は戸畑製鉄株式会社である。)及び(9)の粉じん作業に従事したことは認め、その余は否認する。
- 2 同1の(二)、(三)の事実は、死因の点を否認し、その余は認める。
- 3 同2の事実のうち、(一)の原告が亡政男の 死亡当時同人の妻であったこと及び(二)の事 実は認める。
- 4 同3の(一)、(二)の事実は認める。
- 5 同4の主張は争う。

三 被告の主張

1 業務上の疾病としての肺がん

じん肺症及びその合併症(じん肺法施行規則1条各号に掲げる疾病)については業務上の疾病とされている(労基規則35条別表第1の2第5号参照)が、じん肺患者に原発した肺がんは同別表第1の2第5号に含まれないため直ちにこれを業務上の疾病と認めることはできず、同別表第1の2第9号の「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるものについてのみ、業務上の疾病と認められる。

- 2 じん肺と肺がんの一般的な因果関係
- (一) じん肺とこれに合併した肺がんとの関連を医学的見地から検討するため労働省が設置した専門家会議は、両者の因果性に関する数多くの国内外の文献を概括的に検討評価するとともに、最近における医学的知見を加えて両者の因果関係に関する意見を取りまとめ、昭和53年10月18日付で「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議検討結果報告書」(以下、「専門家会議報告書」という。)を提出した。
- (二) 専門家会議報告書は、じん肺と肺がんと の因果関係の存在を医学的に確認できるよ うな材料が得られなかった事実を報告して おり、その要旨は次のとおりである。
- (1) 粉じんの発がん性 無機粉じんの中には、クロム、ニッケ

ルその他発がん性が疑われているものが あるが、けい酸又はけい酸塩の粉じんの 発がん性については、現時点においてこ れを積極的に肯定するような見解は得ら れなかった。

- ア じん肺と肺がんとの間の病因論的関連性を解明するための有力な手段である実験病理学的手法によっては、この課題に即応し得る実験モデルの作成が今日なお極めて困難であり、したがって、これまでの実験成果から得られる情報は乏しく、かつ、限られたものでしかない。
- イ 病理学的検討においては、じん肺に合併した肺がんの組織型は、外因性肺がんの組織型と同様、扁平上皮がんが多い傾向にあるが、一般の肺がんに比較して統計学的に有意差はなく、現在のところじん肺合併肺がんの組織像の特異性を認めることはできないこと、原発部位は石綿肺における肺がんと同様に下葉に多く、一般の肺がんが上葉に多いことと比較して対照的であるとされていることが認められるが、外因性肺がんには喫煙その他非職業性の原因が含まれており、これらにより直ちに職業性のがんであるか否かを判定することは困難である。
- ウ 肺がん合併例をじん肺の進展に応じ て観察すると、じん肺病変の程度が高 度なものよりもむしろ中等度又は軽度 なものに肺がん合併が多いとの報告が あるが、直ちに評価することはできな い。
- エ じん肺性変化が肺がんの発生母地と なるとの報告もあるが、現状では、こ れを断定するための根拠に乏しい。
- (3) じん肺と肺がんとの合併頻度 けい肺を主体とするじん肺患者の剖検 例を検討すると、おおむね10パーセント

ないし16パーセントの高い肺がん合併率を示しており、注目すべきであるが、この傾向は患者だけでなく、粉じん暴露作業者に普遍的にみられるものであるか否かは明らかでなく、今後の疫学的研究・実験的研究を含めた広範な研究成果に基づいて分析がなされることが必要である。なお、疫学的情報についてはその調査の実施に困難な点があり、限られた報告しかなく、また、それらの報告にもその評価には支障がある。

(4) まとめ

じん肺と肺がんとの因果関係について、 現時点においては以上のとおり評価・判 断されるのであって、今日得られている 病理学的及び疫学的調査研究報告の多く をもってしても、なおかつ病因論的には 今後の解明に待たねばならない多くの医 学的課題が残されている。

- (三) したがって、じん肺と肺がんとの関連についての症例報告や合併頻度などに関する報告が増えているとはいうものの、専門家会議報告書によれば、医学上両者の間に関連があるとする結論は得られていないのであるから、統計的にじん肺患者の肺がん合併率が一般の場合に比して多いとの研究報告がいくつかあるからといって、それだけで直ちにじん肺と肺がんとの一般的な因果関係が認められることにはならない。
- 3 じん肺合併肺がんの補償行政上の取扱い
- (一) 労働省労働基準局長は、専門家会議報告書に基づき、じん肺に合併する肺がんの業務上の疾病の取扱いに関して、昭和53年11月2日基発608号労働省労働基準局長通達を発した。

右通達により、じん肺に合併する肺がんを労基規則35条別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うのは、じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者及び管理4相当と認められる者に

- ついて、これに合併した原発性の肺がんの 場合に限るものとされた。
- (二) 前記通達の趣旨は次のようなものである。 すなわち、じん肺とこれに合併する肺がん との間の因果関係は、医学的には必ずしも 明確ではないが、わが国ではじん肺症に肺 がんの合併する頻度が一般人口における場 合より高いこと、進展したじん肺症の病態 のもとでは肺がんの早期診断が困難となる こと、治療の適応範囲が狭められること及 び予後に悪影響を及ぼすこと等の医学的見 解が専門家会議報告書において示されたこ とから、じん肺管理区分が管理4と決定さ れた者又は管理4相当と認められる者で、 現に療養中の者に発生した原発性の肺がん を、業務上の疾病として取り扱うこととし たものであり、特例的な行政上の措置を講 じたものということができる。
- 4 亡政男のじん肺と肺がんの個別的因果関係 について
- (一) 亡政男の肺がんは、けい肺による組織変化から発生した瘢痕がん、すなわち厳密な意味でのけい肺性瘢痕がんには該当しない。
- (二) 亡政男の肺がんは、陳旧性肺結核の空洞から発生したことは認められるものの、原告の個別的因果関係の主張は単なる条件関係を説明しているものに過ぎず、そのことから直ちに亡政男のじん肺症と肺がんとの間の相当因果関係の存在に結びつくものではない。すなわち、瘢痕がすべてがん腫になるものではなく、また、瘢痕があるからがん腫になるとは限らない。したがって、肺がんの発生部位がじん肺合併肺結核の空洞であるからといって、発がん物質等の存在ないし作用等を明らかにしないまま、直ちに因果関係を認めることができないことは明らかである。
- (三) 亡政男の肺がんは、じん肺を起因して好発する扁平上皮がんではなく、右肺の腺がんである。

- 5 亡政男の喫煙と肺がんとの関係
- (一) 喫煙と肺がんとの因果関係は、多くの疫 学的研究及び実験的研究において確立され ている。
- (二)亡政男は、1日20本程度の煙草を約30年間喫煙し続けていた重喫煙者であり、紙巻煙草の重喫煙者は、じん肺を惹起させる粉じんの毒作用以上に発がん性を現す可能性が指摘されているから、その意味で、喫煙による相対危険度について非喫煙者ないし軽喫煙者と大きな差がある。
- (三) したがって、亡政男が重喫煙者であった ことからみてじん肺より喫煙の方が肺がん の重要因子となっている疑いが濃厚である。
- 6 以上のとおり、じん肺と肺がんとの関連については、医学上いまだ定説は見られず、両者の間の一般的な因果関係は認められない。また、亡政男の肺がんは厳密な意味でのじん肺性瘢痕がんには当たらず、たまたま陳旧性肺結核の空洞に肺がんが生じたことをもつて、それにいかなる発がん性物質が作用したかを明らかにしない以上、直ちに個別的な因果関係を肯定することもできない。外因性の肺がんには、職業性のがん原性因子暴露に起因するもののほかに、喫煙のように非職業性の原因によるものも含まれており、相当の重喫煙者であった亡政男の場合、喫煙が原因になっていることも十分に考えられる。

したがって、亡政男のじん肺と肺がんとの相当因果関係が立証されているとはいえず、また、亡政男のじん肺の程度は、大分地方じん肺診査医により管理3イと判定されているのであるから、同人の症例に前記通達を適用しても、同人の肺がんを労基規則35条別表第1の2第9号に規定する業務上の疾病として取り扱うことはできないといわざるをえない。

7 よって、亡政男の死亡が業務に起因するとは認められないとして原告に対し遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした被告の本件不支給処分は適法である。

- 三 被告の主張に対する原告の反論
- 1 じん肺と肺がんとの一般的な因果関係について

専門家会議報告書は、わが国のじん肺と肺がん合併の実態について、じん肺剖検例及び療養者ともに肺がん合併の頻度が高いことから、両者の間に何らかの関連性のあることが強く示唆されるとし、また、専門家会議以外の医学的な研究報告をみても、じん肺と肺がんの合併については剖検例を中心として高い合併率の存在を報告するものが多く、これらは調査対象が必ずしも一定の標本集団とは言いがたいことから、その評価には限界が存するものの、じん肺とこれに合併する肺がんとの間に関連性が存することを強く示唆する。

ところで、訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるのであって、法的因果関係の存在や厳密な意味における疫学的因果関係の存在が証明されることは必ずしも必要でない。

そこで、右の見地に立ってじん肺とこれに合併する肺がんとの因果関係をみると、医学的な研究報告において両者の間の関連性が強く示唆されており、それにもかかわらず専門家会議報告書は両者の因果性について病因論的には今後の解明に待たねばならぬ多くの医学的課題が残されているとして確定的な結論を出すに至らなかったが、それも、ことががん発生のメカニズムという現代の医学的知見をもってしても解決の容易でない課題にかかわる事柄だからであり、また、実験病理学的、病理形態学的、さらには疫学的な諸研究につ

いて、それぞれ障害や制約があるため現在得 られている情報が量的にも質的にも限られて いることから、医学上の観点からは確定的な 結論を出すには足りないとしたに過ぎないの であって、両者の医学的な因果関係を積極的 に否定してはいないのであるから、両者の間 の因果関係を是認し得る高度の蓋然性がある というべきである。

したがって、じん肺と肺がんとの一般的な 因果関係が認められる。

2 労働基準局長通達について

労働基準局長通達の趣旨は、じん肺患者に 発生した原発性の肺がんについて、専門家会 議報告書を踏まえて、両者の間に医学的には 因果関係は確証されないが、法的見地からは 因果関係を認め、業務上の疾病として取り扱 うことにしたものと理解することができる。 なぜなら、法的見地から因果関係が認められ ないのに業務上の疾病として取り扱うという ことはあり得ないからである。

このような視点に立てば、じん肺合併肺が んの業務起因性についてじん肺の管理区分が 管理4または4相当と限定をつける合理性は 全く存しない。専門家会議報告書においても、 じん肺管理区分が管理4または4相当の場合 に限局して行政的保護措置の必要性を報告し ているのではない。

したがって、右通達は、じん肺管理区分が 管理4または4相当以外のじん肺合併肺がん について、何らの合理的理由なく業務上の疾 病として取り扱うことをしなかったもので、 被災者に無用な立証を強いるものといわなけ ればならない。

- 4 亡政男の喫煙歴と肺がんとの因果関係につ いて
- (一) 喫煙と肺がんとの関係は次のとおりであ る。
- (1) 喫煙本数と肺がん死亡率との間には量 反応関係があるが、1日喫煙本数が40本 以下では非喫煙者と対比した相対危険度

が著しく低い。

- (2) 喫煙開始年齢と肺がん死亡率との関係 は、年齢が低いほど肺がんのリスクが高 く、20歳未満での喫煙開始者に肺がんり スクが高い。また、前喫煙者については 禁煙期間が長くなるにつれて肺がん死亡 リスクが低下しており、5年以上の喫煙 者の場合には、その相対危険度は1.62に まで低下している。
- (3) 腺がんと喫煙との間には、他の組織型 の肺がんに比して著しく関連性が低く、 ブリンクマン指数800未満の腺がん発生 の相対危険度は1、つまり非喫煙者と同 じである。
- (二) 亡政男の喫煙歴は、21歳から48歳までの 27年間に1日20本程度であり、そのブリン クマン指数は540である。また、同人の肺 がんの組織型は、腺がんと偏平上皮がんと が混在していた。
- (三) したがって、亡政男の場合、喫煙開始年 齢、喫煙本数、喫煙期間のいずれからみて も、一般的に肺がん発生リスクは低かった というべきであるし、同人のブリンクマン 指数は540にすぎないから、非喫煙者と比 して腺がんとの間には何らの相対危険度に おける差がないといえる。また、同人の肺 がんは、その組織型においても喫煙との因 果関係が著しく低い。
- (四)以上のとおり、亡政男の場合には、どの ような意味においても喫煙が肺がんの発生 に何らの影響も与えていないことは明らか である。

第三 証拠

本件記録中の書証目録及び証人等目録記載 のとおりであるから、これを引用する。

(次号に続く「理由部分」)

【データ】じん肺健康管理実施状況

じん肺健康診断によるじん肺管理区分の決定状況(年次別)

項目年	受診労働 者数(A)	管理 1 有所見 者のみ	管理 2	管理 3	管 理 4	有所見者 数(B)	合併症 り患者数	有所見率 (%) B/A
昭和40	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234	_	8.8
45	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642	-	8.4
50	212,976	12,716	5,055	1,080	318	19,169	-	9.0
55	259,899	_	34,133	8,132	122	42,387	172	16.3
56	271,775	_	36,872	7,787	148	44,807	177	16.5
. 57	265,720	_	38,099	8,010	126	46,235	147	17.4
58	260,565	-	37,183	7,120	137	44,440	133	17.1
59	262,024	-	34,958	6,231	81	41,270	102	15.8
60	260,629	-	33,391	5,905	80	39,376	87	15.1
61	251,822	_	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
62	237,310	_	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
63	228,425	_	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
平成元	219,624	_	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3

資料: じん肺健康管理実施結果調

- (注) 1 本統計中には、随時申請によるものは含まれていない。
 - 2 じん肺管理区分の管理4は、療養を要するもの。
 - 3 昭和53年じん肺管理区分が改正されている。 なお、改正前のじん肺法に基づくじん肺管理区分が管理4の者には肺結核を合併した 者が含まれているが、改正後のじん肺法に基づくじん肺管理区分が管理4の者にはこ のような者は含まれていない。

「安全センター情報」の御講読料金

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M·Kt' #3階 労住医連気付 TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

- ●銀行□座 東京労働金庫田町支店(普)7535803
- ●郵便振替 東京都高輪郵便局「東京5-545940」

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)